

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成21年 3 月11日（水曜日）午前10時00分 開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 愛西市総代の設置に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 愛西市下水道条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 愛西市個人情報保護条例の全部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 愛西市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 愛西市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 海部南部水道企業団規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第22 | 議案第23号 | 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第23 | 議案第24号 | 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第24 | 議案第25号 | 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第25 | 議案第26号 | 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号） |

について

- 日程第26 議案第27号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第28号 平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第29号 平成21年度愛西市一般会計予算について
- 日程第29 議案第30号 平成21年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 平成21年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第32 議案第33号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第34号 平成21年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第35号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第35 議案第36号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第37号 平成21年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第37 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第38 請願第1号 公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について
- 日程第39 請願第2号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願について
- 日程第40 請願第3号 「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願について
- 日程第41 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について
- 日程第42 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君

19番	大 島 功 君
21番	永 井 千 年 君
23番	中 村 文 子 君
25番	加 賀 博 君
28番	佐 藤 勇 君
30番	柴 田 義 継 君

20番	大 宮 吉 満 君
22番	黒 田 国 昭 君
24番	加 藤 敏 彦 君
26番	宮 本 和 子 君
29番	太 田 芳 郎 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
会 計 管 理 者	中 野 正 三 君	総 務 部 長	水 谷 洋 治 君
企 画 部 長	石 原 光 君	収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君
教 育 部 長	藤 松 岳 文 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	櫻 井 義 久 君
情 報 管 理 課 長	伊 藤 辰 明 君	下 水 道 課 長	伊 藤 稔 秋 君
都 市 計 画 課 長	加 藤 清 和 君	農 業 集 落 排 水 担 当 課 長	鈴 木 幸 雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊 藤 忠 俊	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

初めに、皆様方をお願い申し上げます。

さきの全員協議会で確認されましたが、議案質疑につきましては、同一議題について2回を超えて質問はできませんので、皆様方の御協力をお願いいたします。

なお、理事者側も答弁漏れののないよう、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定について質問させていただきます。

まず第1に、統合に反対している地域というか、まだまとまっていない地域があると思います。今まで強制的に進めることはしないとの答弁が続いてきたわけですが、条例という形で今回提出され、半強制的というイメージを私はちょっと持ったわけなんですけれども、統合に反対してきた地区住民への周知は今現在されていると言える状況ではないと思っております。そうした地区の市民への対応は今後どうしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、こういった同様の条例を制定している地域はどのような条例を制定されているのか、その自治体名と内容についてお伺いしたいと思います。

それから内容について、愛西市はこういった特徴がある、他のところとちょっとこういった違いがあるというところがあれば、その違いについてもお伺いをしたいと思います。

それから、第5条の「住民自治に関する処理」についてですけれども、こういう文言は地域自治に行政が介入するのかなというように誤解を受けるような表現ではないかというふうに私は感じたわけなんですけれども、「住民自治に関する処理」とは具体的にどのようなものを指して想定されているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから4点目ですが、施行日までに地域住民の同意が得られない場合、どのようにこの条例を運用されていくのか、それについてお伺いをしたいと思います。

以上、4点についてお願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、反対してみえる地域の今後の対応ということでございますけれども、この条例に

つきましては、各地域の自治会・町内会等の独自活動に影響を与えるものではございません。市政を地域へ円滑に連絡をしていただくために総代を設置いたしまして、効率的な市政運営を行うものでございます。そういうことに基きまして、行政区単位で進めてまいりましたけれども、今、議員が言われますように、まだまだ年度内、限られた時間ではございますけれども、時間がございます。実現に向けて努力するのみということで考えておる次第でございます。

それで、今お話もございましたように、去る 1 月 28 日に行いました第 3 回目の総代会におきまして、今回お願いしております予算の関係と、あと総代制のスタートにつきましては、出席いただきました総代さんにも合意をいただいてこのように進めていくわけでございます。

次に、2 点目の愛西市のように同様な条例制定している自治体ということのお尋ねでございますけれども、全国的におきましては、条例を規程している市町はございます。また、この愛西市を含みます尾張の 8 市、愛西市を入れて 9 市になるわけでございますけれども、その地域におきましては規定とか規則ということで対応されておまして、条例までには至っておりません。条例とか規則の違いでどうしてそのようになっているかというようなことは、私どもそこまではちょっとわかりませんが、愛西市がこの条例をお願い申し上げているのは、21 年度から総代さんへ報酬を支払うこととしました。それで、愛西市の現在あります特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例におきましては、職員に報酬ができない規定でございます。他市町村も含めまして、職員が総代に選出される可能性も当然あるわけでございますし、現在もございます。そういうようなことによりまして、今回制定をし、報酬をお願いするものでございます。

それで、他市との比較の関係でございますけれども、比較につきましては、名称とか組織のあり方に違いがございますけれども、職務についての違いは大きくはございません。主な業務といたしましては、市政の円滑な連絡調整ということで、要は市政のことを地域の皆様に伝えていただきたいというのが大きな問題でございます。

それから、3 点目の「住民自治に関する処理」とはというようなことでの御質問でございますけれども、規定している条文の中におきましては、各町内会等の運営に関する事務ではございますけれども、統合前の旧自治会の代表の中で行政区単位 1 名の総代さんを選出していただくこととしておりますので、その総代さんが、ある町内会の代表である場合からして、その町内会の自治はその総代に処理をしていただくという考えのもとでございます。統合後の組織全体を総代さん自身が処理していただくことが一番望ましい姿ではございますけれども、その組織体制におきまして、総代さんだけでなく、副総代さんなり評議員さん、また班長さんなど形成がされておりますので、その地区の運営を円滑に行っていただきたいというような考えのもとでございます。

それから、4 点目の自治会加入の強制的なことのお尋ねでございますけれども、今回の条例制定におきまして、自治加入を強制するものでは決してございません。しかしながら、私ども考えますのは、市政をすべての市民の方に対しまして平等というのは当たり前ということで認識をいたしております。効率よく連絡をしていただくためには、全住民の方が自治会に入っ

いただいて地域活動とか地域協働、そういうようなことがお願いしたいというようなことは考えておる次第でございます。以上です。

#### ○5 番（吉川三津子君）

それでは、ちょっと再質問の方をさせていただきます。

今いろいろお話を伺いましたが、こういった総代制度において、私もいろいろ調べたんですけれども、人口割という形をとっている自治体も随分あるなということを感じておりますが、人口割ではなくて、こうした町割にした理由ですね。やはり市民の方にとっては、10軒ぐらいのところと、何千軒もあるところと、同様に総代さんが一人ずつ出るということに大変疑問を持っていらっしゃる。世帯の多いところでは随分行政を遠く感じてしまうといった状況があるわけですので、やはりそういったところをしっかりと説明責任を果たさなければ理解が得られないのではないかというふうに思っております。ですから、そういった町内割にした理由をしっかりとお聞きしたいと思います。

それから、あと職員が総代になっているから今回の条例が必要なんだというような、今、答弁から感じたわけなんですけれども、ほかにこういった条例がほとんど制定されていないという背景を考えれば、ほかの市町村では職員が総代になることはないのではないかというふうに私は考えております。そちらの職員が総代になることに問題があるのではないかという議論がされたかどうか、そこら辺のところもちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどの「住民自治に関する処理」の部分で、ちょっと私が気になるのは、町内を取りまとめる役割だと、その地域の自治を行っていく役割を総代さんにしていただきたいという趣旨の答弁に感じたわけなんですけれども、それは行政が地域自治に介入し過ぎているというふうに私は今の答弁から感じました。本来、この「住民自治に関する処理」ということについては、もしかして行政の方が地域のこういった声を聞いてほしいといった場合、そういった声を聞く役割にすぎない、総代というのは行政と地域の声のパイプ役にすぎないというふうに感じているんですね。総代というのは選挙で選ばれたわけではありませんので、総代さんに聞いたから、その地域の総意であるという考え方をすると、やはり法的にいろんな問題が出てくるのではないかというふうに思っております。その辺についてもう一度見解をお聞きしたいというふうに思います。

以上、それだけ答弁の方をお願いいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、行政区1人ということで、人口割とかどのような経緯でというような話でございますけれども、この関係につきましては、議員も御案内のとおり、合併当初からこのようなことは懸案事項として引き継がれてきております。それで、各行政区1人の総代で施行していたというのは、旧でいきますと佐屋地区だけでございます。そのほかの3地区につきましては、1行政区1人の総代さん、また駐在員さんのところもあるわけでございますけれども、さまざまございました。それで、まず最初にこの組織のあり方をどうするんだろうというようなことで協議提案をさせていただいたわけでございます。その中で人口割とか、今言われました最

低は10軒から1,500軒を超える地域もあるわけでございます。そういうような中で、当初は人口は少なくても面積が非常に大きい、例えば広報を一つ隣から隣へ配達をするにしてもかなりの時間がかかるというような議論も確かにございました。そういうような中におきまして、果たしてそれならどうというのが、同じ目線が一番いいだろうかというような中で、行政区お一人でというような結論に達したわけでございます。

それから、職員が総代をしたときの問題が議論がされたかとの御質問でございますけれど、この関係につきましては、地域によっては総代さんを、あくまでこれは私が把握している限りのことでございますけれど、既に順番をお決めになってみえて、隣から隣へ順番にルールができておる地域もございます。ただ、職員が総代をやっているか悪いかというのは、地域の方からの推薦で決まってくるわけでございます。そういうような中で、この見直しに伴いましてお金を支払うことについて検討をしたところ、今の非常勤特別職の条例においては、公務員としてやっておるものですからお金が支払えないと、そうかといってその地域だけなしにすることは当然不公平感が出てまいりますので、そういうようなことでこのような結論に達したわけでございます。

それから、住民自治の関係のお尋ねでございますけれど、今回この一緒になっていただくということで進めてきておるわけでございますけれども、その中の説明の中で、今議員も一部おっしゃっていただきましたが、今回は市との窓口、市との連絡窓口のパイプ役としてお願いがしたいと。あくまで今現在行ってみえる地区の自治、町内会の中には市としては決して関与はいたしません。ただし、一つだけお願いがありますのは、市民の声が直接というようなお話もされたと思いますけれど、要は市といたしましても個人一人ひとりから要望等をいただいても、地域の状況等も把握が大変困難でございますので、そういうような中で総代さんを、例えば統合ということになると副総代さんにその地区をまとめていただいて、副総代さんから総代さん共通のもとに市の方へお出しがしていただきたいというようなことで今日まで説明をしてきておりますし、そのようなことで御理解をいただいておりますということで理解をしておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員。

#### ○21番（永井千年君）

それでは、5点ほどお尋ねをいたします。

まず第2条についてであります。私が住んでいます早尾町の早尾地区、これは昨年の12月21日に説明会がありまして、そこに参加されたほとんどの方が強引に進めるなど、あるいは明確に反対だという意見がほとんどすべてでありました。そこで出された意見として、今まで住民に何の説明もされていないから、まず市の考え方を、メリットやデメリットを紙に書いて回せという提案がそこで出まして、とりあえずじゃあまず回しましょうということが確認されただけで、それ以後について話し合いは行われておりません。総代さんレベルで話し合いは行われているようでありますけれども、やはりこの問題は地域住民の理解と納得をきちんと得て前

に進むということが一番肝要なことだろうというふうに思います。今、吉川議員の質問に対して大変抽象的な答弁でありましたが、現在早尾町は、早尾地区と、枝郷地区と、南川並地区がありますが、それ以外の地区でも納得が得られていない地域があるかと思いますが、率直にこの早尾地区の現状についてどうなのかということと、他の地区の現状について具体的な字名、町内名を上げて説明をいただきたいというふうに思います。

それから2条に関しまして、別表に関してであります。立田町、福原新田町（福原）という大変わかりにくい、まず実情がわからない方では、この表現ではわからないというふうに思うんですね。福原というのは立田町の一部と福原新田町とあるわけでありまして、この地域だけが1町1総代の原則から外れている例外なんですね。市長はこの問題に限って大変原則にこだわられているようでありますが、こういう状況で、一つは表現の問題で、この表現ではちょっと理解できないと。きちっと例えば立田町何々を除くとか、字名を除くとか、あるいは字名を具体的に示すとかいうふうにして書かないと正確には理解できないと。ぜひ変えて提案する必要があると、これは事実の問題ね。

それで、この問題が例外かどうかということも何も条例の中では示されておりませんが、かつて佐織町でも複数の町内が一緒になりたいと、小さい字で大変だから二つが一緒になって1人の総代としたいという提案もあったようで、それは1町1総代の原則だからだめだということで断られたそうですね。それから、最近立田でも四会町と石田町の話があって、提案がされて、この原則からいうとおかしな話になるんですが、二つの町が一致できればいいですよ。つまり、大きくすることは無原則的に認めていきますよと、ところがどんなに大きいところでも分けることはだめだよという、やはりそれは現実的な今の住民自治の現状と外れたやり方ではないかというふうに思います。その点、今度の条例で、その原則について別表2で示されているだけで、その別表2とは何かということについて、福原の問題も含めて正確な表現はありませんので、今後もどんなに多くても分けることは大きい町内でもだめと、ところが町と町がくっつくことはいいですよということで臨まれるのか。臨まれるとしたら、その表現はここには何もないから、その関係がどうなるかということについて説明をいただきたいと。

それから3条の関係で、強引なやり方でとにかく総代を決めてくれといっても、地域から総代を推薦できないケースが出てくるのではないかというふうに思います。これは単に今年度だけではなくて、次年度以降も総代が推薦できない事態というのは当然出てくるとは思います。それに対してどのように対処をされるのか、説明いただきたいとします。

それから5条の関係、これは先ほども質問で出ましたが、総代さんの仕事というのは何なのかということですね。やはり輪番で地域の代表になられる方については、ほとんどの方が十分理解をされていない、非常に過大に考えてみえる方もあるし、過少に考えてみえる方もあると。こういうものを提案する以上は、やはり総代さんの仕事とは何かということについて、1の項目、広報の配布だとか文章の回覧というのは明確な文章になっておりますけれども、先ほども連絡調整だとか、窓口だとか、パイプ役だとかという表現は、具体的に何をやるんだということについて、やはりそういう言い方だけでは十分な理解が得られないというふうに思います。



その点はなぜこのような表現に、これは規則を踏まえたものであると思いますが、今度の条例制定に当たって総代の仕事の明確化ということで一歩踏み込むという考え方はなかったのかどうか、説明をください。

それから8条、8万1,600円ですが、特別職非常勤の報酬と費用弁償の委員長の日額を基礎にしましたという説明がされましたが、なぜ日額なのかということについてちょっと十分な説明でなかったような気がするんですね。主に各種の審議会だとか何かの会議に出席すると、それが30分で終わろうと1時間で終わろうと日額6,800円ですと、こういうふうなのが今ですよ。会議の出席が主な業務というのに比べると、総代さんの仕事はちょっと違うと思うんですよ、性格が。しかも仕事の内容というのが、大きいところから小さいところまで実に量的にも大変格差があるわけだと思うんです。それを直接的な関連のない審議会の日額を基礎にした理由がちょっとよくわからないので、どういう議論があったのか、総代会でも相談されたという話ですが、もう少し丁寧に説明をしていただければでしょうか。

以上、5点ですね。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、議員が言われました今のまだ至っていないとか、統合という合意が得られていないというようなところでございますけれど、なぜ強制にというようなことでございますが、この関係につきましては、今、吉川議員さんにもお話しさせていただきましたように、合併当初からの検討課題でございまして、それで17年におきましては、行政事務委託料の関係と組織機構の見直しについて提案をいたしました、お金の方だけ先行をいたしまして、実質的な審議におきましては18年度に引き継がれております。それで18年度に入りまして審議をいただきました後に、佐屋を除きます立田・八開・佐織地区の3地区で総代会、駐在員会を開催いたしました、このようなことを説明申し上げ、目標年次を19年の4月ということで口を切らせていただいたわけでございます。ただし、今お話がございましたように、今日までの長い歴史・文化等もございます。そういうような中で、困難な地区においては1年間の過渡期間をもって移行というようなことも打ち出したわけでございます。その中におきまして総代会でも、総代会で説明したことを地区に伝えていただきたいと。なおかつ説明会を希望される場合には、市からは地元の方へ出かけさせていただきますよというようなお話もしてきたわけでございます。しかしながら、まだいいだろう、まだいいだろうという総代さん方のお気持ちもあったかもしれませんが、思うように進まなかったというのが現状でございます。そういうような中におきまして、20年4月におきましては、資料で出させていただきましたように、82人という総代さんにはなりましたけれども、まだまだ目標値にも達していません。その中で再度1年かけまして、とにかく地元の皆様をお願いに行こうというようなことで、今年度に入りまして総代さんからの希望を待っているものではなく、市の方から、まず最初立田地区、八開地区、佐織地区というようなことで地区ごとに未統合の総代さんに集まっていただいてやった後に、地区へ再度入らせていただきたいというようなことも進めたわけでございます。そのような中で八開さんにおきましては役員さん方の御尽力によりまして、以前は説明会に参りましたけれ

ども、八開におきましては今年度については説明には出向いておりませんが、地区の皆様方の御協力によってまとめていただきました。また、そういうようなことで、今年度に入ってもそうでございますが、議員が言われましたように、私どもとしては当然そういうような経緯で進めてきているわけでございますので、皆様方に大なり小なりは届いているんだろうというような気持ちのもとに臨んでおったわけでございますけれど、話の中で、役員さんというのはほとんどの地区が1年交代ということで引き継ぎがなされておるわけでございますが、そういうような引き継ぎがなされる役員さんだけの対応ということで、今日こういうような経緯になっているということがわかったわけでございます。それで、今現在立田地区におきましては、今議員が言われましたように1地区でございます。それと、佐織地区におきましては、現在2地区がこのような状態になっていないというようなことでございます。

それから、2点目の福原地区のお話、別表の関係についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、木曽川の右岸・左岸に立田町があるということは承知しております。それによりまして、全市的に行政区というのを定めておりますけれども、それが別表でございます。ただし福原地区だけは、例外と言っては語弊のある言葉でございますけれども、現実の日常生活、また地域間の距離、木曽川を挟んでというようなこともございますので、立田町の福原を福原新田に含めたわけでございます。この組織を決めたときには、総代会におきまして立田地区の意見を聞き、また連絡調整会議にも確認をいたしましたけれども、やはりそうだなと、そういうような温かい御理解のもとにこのようにさせていただいたわけでございます。

それからあと、3点目の大小の関係について、分けることがだめ、ただ統合的なことだけというようなお話かと思っておりますけれども、これにおきましては、説明会の途上におきまして、こんなことは大変難しいというような意見もいただきました。しかしながら、決めていただいたことは決めていただいたことでございます。とにかくこれに沿って既に御協力をいただいておる行政区もあるわけでございます。そういうような中におきまして、とにかく平成21年4月にスタートさせてくださいと。それで、今現在は統合していただいたところからは不都合だというような意見は聞いておりませんけれども、二、三年これを現実に進めてみて、そういうようなことで意見が出て、これは変えないかんわというような意見が出てくれば、当然見直しはしなければならぬということも説明会の話の途上では出ております。そういうようなことで、とにかくスタートをさせていただきたいということでございます。

それから、総代の事務の関係でございますけれども、第2号につきましては、地域住民の要望等の取りまとめ、第3号におきましては、市と地域住民の声とのパイプ役というような業務でということで私ども理解しておりますけれども、平成21年度の総代会におきましては、総代さんの役割、具体的に何々課はどういうようなことがありますよというまとめたものも連絡調整会議の席上に御提案し、審議もいただいております。新しく総代さんになられた方においては、ただこのような抽象的なことだけではわからないなというようなことで、21年度からは総代さんに対してお願いする事項等を書き出したものを配付する予定であります。

それから、ちょっと順序が狂いましたけれども、地区から推薦がなかった場合どうするのか

という御質問ですよ。この関係でございますけれども、第3条でこのようなことで書いておるわけでございますが、推薦がいただければ設置ができないことになります。したがって、このような規定からは外れてしまうわけでございますけれども、私どもとしては、地区を運営していただく上において、代表者の方というのはなくてはならないものだとは痛感いたしております。そういうような方でこのようなことのないように、万一そういうようなことがあれば、とことんお願いを申し上げ、御協力を申し上げていきたいと考えておる次第でございます。よろしくお願いします。

総代さんの8万1,600円の報酬の関係でございますけれども、この関係につきましては、基本とさせていただいたのが、今言われました非常勤特別職の委員長である6,800円が基本となっております。これというのは、どの点を目安に置くのかというような連絡調整会議の正・副代表者会での議論の中におきまして、地区によっては総代さんに役所の方へおいでいただくという日数的にもまばらであることは事実でございます。そういうような中で、高いものであればいい、安いものであればいいというようなことではなくして、これは総代さん側から、こういうようなことでいかがなものかというような総意のもとにこのように1月6,800円、年間8万1,600円というようにことで御協議いただいております。それをもとにいたしまして、市の方としては今回の提案に至ったわけでございます。よろしくお願いします。

## ○21番（永井千年君）

それでは、今とちょっと逆に聞きますが、総代さんの仕事というのは実にさまざま、それぞれの地域によって、住民自治のあり方によって違うことは事実であろうと思うんですよ。それで、一つは市がこれだけをやってほしいという期待される総代像と実際の総代さんの活動が食い違う場合は想定されているかどうかは知りませんが、この8万1,600円払うからこれだけの仕事は最低の仕事としてやってもらわなくちゃいけないということで、もしやってもらわな払わんよという言い方になるのか、実際、実態を、総代の活動を市がチェックするということをやられるのかどうか、これが一つですね。そういうことになってくると、本当に地域の自治に対する介入ということにもなるわけでありますので、それが1点。

それから、今総代さんにどんな仕事かということで、お願いする21年度の文書をつくったと言われましたね。それはもう既に配付されたものなんですか。今何か、ちらっちらっと示されたような気がしますけれども、配付されたんですか、それは。もしそういうものを当然配付されておれば、きょう今この議会で総代の条例を審議しておるんだから、そこにそういう資料が出てこないというのは全くおかしい話だと思うんですよ。直ちに休憩に入っても僕は配ってほしいと思うんですよ、もしそういうことなら。今審議している最中なんだから、それをひとつお願いします。

それから、総代が設置できない地域も要望がありますよね。例えば仮の話ですれば、早尾町の総代が選出できなかったと。だけど枝郷もあり、南川並もあり、早尾もあるわけで、それぞれ総代さんが見えるわけです。いわゆるこの条例で言う総代ではなくて、それぞれの地域の

総代さんが見えるわけで、そこに対してそれぞれが当然要望をまとめられると。その提出について、あんたのところは総代が決まっておらんからそんな要望は出してもらってもいかんよと、こういう対応ということは当然あり得ないと思うんですね。もしそんなことがあったら大問題になりますから、その点、ちょっと念を押してきちっと聞いておきますけれど、たとえそういう事態になったとしても、それは早尾地区だけの問題ではありませんが、きちんとやはり要望は、それぞれの旧地区から上がってくるものについては従来どおりきちっと受けとめるということはやっていただかないといかんと思うんですね。その点はどうでしょうか。

そして、先ほどの福原の問題についてはちょっとよくわからないんですけども、地名で言うと、横に見えるでよくわかってみえるけど、立田町福原だけじゃないんですよ。だから、そのまた福原という言い方をすると、それは通称名みたいな話になるわけでありますので、立田町福原を新田町の方に含めたという言い方は、ちょっと不正確な言い方だと思うんです。だから、これは多少長くなっても、きちっとした例示をしないと条例としてはやっぱりおかしいと思うんです。そのほかの字名はまだ幾つかあります。立田町で三つぐらいありますか、企画部長。三つぐらいありますよね、そのほかにも。だから、そういうものもきちんとして示さないと正確なものでないということを、それは変える気がないのかどうか。

それから、先ほど二つの町内を一緒にするという提案をしているところもありますけど、それに対してこの条例でどうなるんだということを質問したと思うんですが、その答弁がちょっと正確に答えていただけていないと思うんですが、答えてください。

それから、例えば早尾地区でいいますと、今まで役員さんだけで何か議論されておったけれども、やっと説明会が1度開かれて、あっこういう問題があるのかと。それで総代制についてという文書も、これも回覧だけなんですよ。本当だったら世帯数分全部刷って、こういう考え方だと後できちっと熟読できるように、回覧だとずっと回さないといかんわけですので、議論が行われているということをやっと早尾地区でいえば知られつつあるという今現状だろうと思うんですよ。今まで2年ずっと議論を積み重ねてきて、この段階で急に、今地域でやっと議論が始まったというところを無視して決めてしまう理由。まともなところは、例えばもしやるにしても、前の規則のように、なお従前の例によるとか。やはりこれは時間だと思うんですよ。どういう結論になるにしても、時間をきちっと積み重ねていかないといかんわけで、それが始まった段階でつぶしてしまうと。もう既に、やるなら勝手にやりやがれと、もうおれは町内会をやめるぞとか、そういう声まで何軒かから出てきておるんですよ。言たって何にもならんがねと。とにかくやらしてくださいの一点張りで、何もわしらの言うことを聞いてくれんがやと。こういう声がやはり今でも、ここまだ1週間以内にも新しい声が私の方にも寄せられましたけれど、そういう現状をやっぱり踏まえてほしいと思うんですよ。その点の認識が少し違うなあという気がしているんですけど、いかがでしょうか。

以上、再質問です。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まず私の方からお答えをさせていただきますが、今度の総代制の関係は、既に総

代さん方に2年前から20年度内には総代制を確立していきたいと、そういう前提のもとにお願いをしてまいりまして、ようやくめどがついてまいりました。この組織のめどがついたときには総代さんへの報酬もお支払いしますということで、その根拠規定を明確にするために、従来の規則から今回条例に制定を見直させていただいたわけでございます。

そして、この8万1,600円の金額につきましても、そもそもは総代制のモデルとなっておりますのが旧佐屋町のやり方でございます、当時佐屋町では総代さんに定額旅費として7万2,000円お支払いをしておりました。これに見合う金額ということで、その根拠には非常勤公職者の日額をもとに積算をさせていただいたようなものでございます。

なお、総代さんの仕事につきましては、既に合併をして以来4年間たちまして、その4年間、特に変化をしておりませんが、総代さんが毎年かわられる場合に引き継ぎがうまくなされておられない、そういう心配をいたしましたので、今回総代さんに市からお願いする仕事の内容を一覧表にまとめ、きちんとお示しをさせていただいたわけですので、認識も新たになり、今後きちんとそういった仕事内容も引き継ぎがなされるものと期待をいたしているところでございます。

なお、総代さんが推薦されてこないような地区につきましては、残念ながらそういう地区があった場合には、私ども市が直接対応させていただいて、御不便をかけないようなことも考えてはございます。

そして、福原の関係につきましても、地元の同意などをいただきまして、ぐあいよくいくという前提のもとにこういった今歩みを進めておるところでございますので、今後総代にかかわる全体の問題がいろいろあった場合には、連絡調整会議という場もございますので、そういった場で御議論いただいて、この総代制がうまく定着していくように私ども最善の努力をしていきたいと考えておりますので、まずそういったことについてのお答えをさせていただきます。漏れがあったら部長からまたさせていただきます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず、別表の例示の仕方の関係でございますけれども、これについては私どもこのような形で今回出させていただきました。今後において、この点についてはよく勉強をし、万一まずいというようなことに達すれば、またこれはお願いをするということでよろしくお願いします。

それから、今の統合できない場合の従前の例によるとというようなことで、認識の違いというようなこともありましたけれども、私どもといたしましては、とにかく経緯を経て今日まで進めてきまして、御協力いただいたところも既にあるわけでございますので、そういうような方々の意見を混乱させぬためにも、このような体制で臨ませていただくという態度のもとに今回提案をさせていただきましたので、何分よろしくお願い申し上げます。

それから二つの統合の関係で、今具体的な話だというのは、私は立田地区の話ということで理解をするわけでございますけれども、これにおいては、市が行政区単位というようなことで、10軒でも行政区であるし、それこそ百何軒でも行政区であると。そういう関係もございまして、とにかくこれをスタートさせた後に、また新たに当然今後見直しも出てくるかもしれませ

るので、そういうような中であわせて対応をしまいたい。ただ、現実には双方で話し合いは持たれたことというのは認識をいたしております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

1点漏れています。総代の仕事を配付してくださいと、配付できないのか。

○総務部長（水谷洋治君）

これにおきましては、先ほど言いました第3回の総代連絡調整会議におきまして、次年度からは予算の関係と報酬の関係、また仕事の関係もこういうようなことになりますので、こういうようなことをもとに議会の方へ御提案をさせていただきますというようなこととお話しておりますので、これを配るということは別段やぶさかではございませんので、お配りをさせていただきます。あくまでこういうことになるので、引き継ぎのときはよろしくお願いがしたい。特に4月になって総代会があれば、また当然総代会の席上で説明もしてまいります。

○議長（加賀 博君）

では、ここで休憩をします。再開を11時再開といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○市長（八木忠男君）

一言私の方から、今までそれぞれ答弁を申し上げてきました内容、現段階のこと、少し御報告をさせていただきます。

お手元に資料はお配りをさせていただきましたが、おおむね今までお願いをしてきた内容を文面でもってということですので、御理解いただきたいと思います。

そして総代制、あと3カ所、3町内お願いができておりませんが、3町内とも今後、これからは会合をお願いして、佐織地区2カ所、これも何とかお願いしたいと思っておりますし、立田町さんの方は、永井議員さんも会合の折にも出席をしていただいて、あの中での状況も御存じのとおりであります。枝郷さんの内情、今までの過去のいろんないきさつなどなども整理をしていきなさいということでありまして、そうしたことも今努力をしているところであります。3月じゅうには全愛西市一本で進める最善の努力をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

いろんな問題点が出されたと思うんですが、先ほどの答弁の中でも、総務部長の方から、二、三年後に意見があれば見直しをするというような答弁もありました。このことに関しては、や

はりこれまでの各町村の地域のあり方というものによってなかなか進まない、なかなか難しい問題だと思うんですが、当然強引に進めること自体は大きな問題ですし、そこは指摘をしておきますけれども、それ以外にも実際これまでの自治地域の意見や何かの中でも、例えば確かに市としては住民とのパイプ役とか、調整をしてくださいとかそういう話で、地域によっては何ら変わりませんよという話はされるんですけども、でも現実には、実際にこれまでそれぞれの地域が自分たちで自治をして、そしてまた町や村とも関係をつくってきたものが大きく変わることには変わらないわけです。そうした点で、やはりその点の明確化というのか、説明がまだまだ不十分である点は大きな問題ですし、またこの間、愛西市になってからも、例えば消防団等の配置に関しても大きく変わってきたわけですが、そうした消防団や、あるいは小学校区、それから佐織地区でいえばコミュニティ推進協議会との関係、そうしたところでやはり地域の範囲というのがそれぞれ違うわけですね。そうしたところと総代の地域との関係というのやはり考えていかなきゃならないし、今後懸念される問題でもあると思うんですよ。そうした点も含めて、先ほどは意見が出れば見直しをするという話がありましたけれども、現状の中でもやはり問題は山積みであると思いますので、そうした点についてどのように認識されているのかについてお尋ねします。

○総務部長（水谷洋治君）

今、議員が申されますように、今の学区、コミュニティというのは、説明会の中ではそういうようなことを一番危惧されていたということは、そういう地域においてはそうでございます。ただ、今回の見直しによりまして、そこまで突っ込んでしまうと、とにかくまとまりがございません。そういうような中におきまして、くどいようですけど、あくまで市との窓口を一本化したいというようなことでお願いをしてきておるわけでございますので、それ以上のことは今現在変える気持ちは持っておりませんので、よろしくお願いします。

○10番（真野和久君）

今、そこまで突っ込んでという話ではありましたが、ただそうした問題は今後の課題に当然なってくるわけで、それは実際に総代さんでこの制度を運用していく中では、今から見ても当然問題になるべき、推測されることでもあります。そうした点で二、三年後の見直しということが、先ほど言われたのは意見があれば見直しますと、逆に言えば意見がなければこのまま行きますよということにしかとれないので、そうした点でやはり現状でも今までもいろんな課題があるんだということで認識をされていて、これは今後二、三年後の見直しに向けてやっていかなきゃならないことだというふうに市として考えているかどうかについて確認をしているわけです。とにかくこのままで突っ走りますという話じゃないですよ。今回はこういう形でやります。ただ、意見があれば二、三年後に見直しますと説明した以上は、やはり今後そうした方向の改善はやっていくんだというふうに、先ほど上げたような課題があって、その課題を含めた改善に取り組んでいくんだということについてどういうふうに考えているのか、変えていきますというふうに考えているかどうかを確認したい。

○総務部長（水谷洋治君）

今この地区で説明をしている中で、もう既に統合に御協力いただいているところもあります。そういうような中で、私の方へ今すぐそれが困っておるというようなことは来ていないわけでございます。そこの中において、今説明会の席では、今後やっていって、支障が出てくるようなことがあれば、それはそのときに協議をして、当然改めるべきことは改めていかなければならないなというような意見のもとでお話を進めさせていただいておるわけでございますので、御理解がいただきたいと存じます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第２・議案第３号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第２・議案第３号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、５番・吉川三津子議員、どうぞ。

○５番（吉川三津子君）

議案第３号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてをお伺いいたします。

これは臨時特別対策として介護従事者の待遇が改善されるということで、マスコミでも大きく報道されて、介護の報酬が３％アップ、約１,２００億円ぐらい国が予算化したというふうに報道されたんですけども、実際としては１人当たり２万円ぐらい給与がアップするという想定というマスコミ報道もあったんですが、実際にはそうではないような報道も最近ではされております。実際にこの介護従事者がどれだけ給与がアップするのか、そしてまた被保険者の保険料アップが今後どうなっていくのか、そしてこのアップした分がどのように使われていくのか、その点についてわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

今、吉川議員、質問の中でも触れていただきましたように、３％アップで月２万円上げることができんじゃないかということでございますが、これは事業所に支払われる報酬が改定されてふえるわけございまして、その改定につきましては、一定の基準を満たす事業所に報酬を上積みするという加算方式で配分されるわけでございます。特に夜勤など負担の大きい業務を行う事業所、あるいは基準以上の人員を配置した場合や、介護福祉士などの有資格者、勤続年数の長い職員を多く配置している事業所、そういった条件のもとに報酬が上乘せされるというふうになるわけでございます。ただ、給与等につきましては、事業者の経営状況、それから職員の雇用形態、勤続年数など、そういった労働市場で決まるという側面もございます。そう

ということもありまして、今回の改正の趣旨を事業所の方には踏まえていただきまして、報酬の引き上げができる限り処遇改善に回るように私どもとしては期待をしているところでございます。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

本当にこの基金、大変期待したんですけれども、実際のところでは介護施設運営のために使うといった大変抽象的な言葉で国から来ていると思うんですね。これが実際愛西市民の方が使われている施設においてどのように使われていくのかというのは大変重要な点だと思います。そういった面において、愛西市はどのようにそういった施設に対して指導をしていくのか、どうこれが使われるのか監視というか、かかわっていくのか、それをお伺いしたいということと、例えば社会福祉協議会もこういった介護のケアをされているわけですが、実際としてそういった社会福祉協議会で働いている方々についてはどのように給与に反映されるのか、その点についてお伺いしているならばお聞かせいただきたいというふうに思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の改正につきまして、改定による処遇改善効果等を検証するための調査実施委員会、これは仮称ではありますが、そういったものも置かれるというようなことも聞いております。そういったところで実際に処遇に回るかどうかということも検証がされるのではないかなというふうに思っております。

それから、社会福祉協議会の関係ですけれども、こちらの方につきましては、職員の給料等につきましては市の給料に準じて支払われておりますので、この処遇の改善によってそれを影響させるというようなことはないかというふうに思っております。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

今質問したこととちょっとずれがあるのかなと思うんですけれども、委員会が設置されるということなんですけれども、市としてどのように市民が使う施設についてどうチェックしていくのかということと、それから社会福祉協議会について、いろいろ介護にかかわっていらっしゃる方がいらっしゃるわけなんですけれども、すべて市の職員の給与と同じように支払われているわけではないと思うんですね。パートの方もいらっしゃれば、いろんな方がいらっしゃると思うんですけれども、そういった方たちへの影響という面についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

調査委員会の結果を私どもとしては見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

それから、社会福祉協議会の職員につきましては、パート、非常勤の職員等もおりますが、近隣のそういった状況等もあわせて現在でも行っておりますので、決して懸念されるような状況にはならないというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

2点ほどお尋ねいたします。

一つは、3条の2の中に「有利な有価証券」という字句が出てまいりますが、具体的に何を示しているのでしょうか。

それからもう1点は、基金の財源の支出ですけれども、第1条では「介護保険料の急激な上昇を抑制するため」と述べておりますが、急激な上昇の想定、どの程度抑制していくために財源がどこから交付されるのかという点についてお尋ねをいたします。

○会計管理者（中野正三君）

それでは、御質問にお答えいたします。

有価証券のことですが、私どもは公金管理運用基準というものを持っております。この中で債券運用指針をあわせて持っております。こういう中で運用する債券としては、国債、地方債及び政府保証債ということで規定させていただいております。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、基金の財源はどこから来るかということと、それからどの程度の抑制かということかと思いますが、財源でございますけれども、今回介護保険特別会計補正予算、議案第25号でございますが、そちらの方で介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金をお願いしておりますが、国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とすることになっております。額でございますが、一応21年度といたしまして2,031万6,000円、これは介護報酬改定の全額でございます。それから、22年度につきましては1,039万6,000円、これは介護報酬改定の半額でございます。23年度はゼロということになっております。あと周知等の経費といたしまして305万7,000円、合計で3,376万9,000円国から交付されるわけですが、こちらを補正予算で計上させていただいております。

それから影響でございますが、どの程度の抑制かということですが、介護保険条例の改定の中で、説明資料でつけさせていただきました2ページ目でございますが、そちらの方に本来の基準保険料が4,215円ではございますが、緊急対策による抑制額ということで、月当たり21年度は103円、22年度は52円ということで抑制になりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

今の「介護保険の急激な上昇を抑制する」ということで、急激な上昇については吉川議員の質問の中でも介護従事者の処遇改善等の部分があるし、またその中でも処遇改善調査実施委員会というようなものを設けて実際にどのぐらいの負担増になるかというふうに調べていくということで、そういう中で上昇分が明らかになってくるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

その審議に当たった委員さんもおっしゃられておりますが、やはり効果というのは半年ぐらい見ないとわからないということを委員さんもおっしゃっておりますので、私どもとしては先ほどの委員会の結果を注目していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第３・議案第４号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第３・議案第４号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

では議案第４号、老人福祉センターの設置及び管理に関する条例制定について３点ほどお聞きします。

１点目は、利用者、対象者は、今まで佐屋地区では、59歳でもその年に60歳になれば老人クラブに入会できるようになって、老人福祉センターの利用もしておりますが、他の地域との違いがあるのか。また、今後は市内に住所を有する60歳以上の者、また老人クラブの会員と統一されるのかお聞きいたします。

２点目は、佐屋の老人福祉センターは土曜日も一日開催していますが、他の老人福祉センターは利用日時はどのようなになっているのか、今後は利用日時は統一されていくのかお尋ねいたします。

３点目ですが、維持管理は今後指定管理ができるようになっておりますが、どのような指定管理計画を進めているのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

利用者の決め方ですけれども、旧佐屋につきましては、その年度内に60歳になればということで、59歳の方も誕生日の前でも利用証を発行できるというようなことになっておりました。他の施設については60歳になってからというようなことで、その辺も違いがございます。そういった関係もやはり統一をしていきたいというふうに思っております。

それから、老人福祉センターの開館日時ですけれども、佐屋の老人福祉センターについては月曜日から土曜日の午前９時から午後４時、それから佐織につきましては月曜日から金曜日の午前９時から４時半、それから八開につきましては、土曜日もあけておりますが、入浴はいずれも１時から３時半というようなことで少しばらつきがありますので、これもできたら月曜日から土曜日の９時から４時というような形で統一できたらなというふうに思っております。

それから、指定管理の関係でございますが、八開につきましては、既に４月から社会福祉協議会をお願いすることになっておりますが、佐屋の老人福祉センター、デイサービスも含めてでございますが、それから佐織の老人福祉センターと、こちらもデイサービスも含めてですが、

来年度そういった手続を踏みまして22年の4月から導入をしていきたいということで今考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

今の年齢的な問題は統一を今回されていくということですが、利用の日時ですが、これも統一をしていきたいということですが、これはそうしますと今年度中になるのか、指定管理の方向も22年の4月というふうになっていきますと、そういう形になるのか、いつに統一をされるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

また、指定管理については、この施設は、特に老人福祉センターは無料で利用ができるようになっておりますけれども、そうしますと指定管理や民間委託になるということは、有料になる可能性もあるというふうに解釈していいのか、ちょっとその点をお聞かせ願いたいと思います。

そして、この老人福祉センターは、そういった意味では市民は、佐屋の人が佐織に、そして佐織の人が佐屋にということで、どこでも利用できるようになるというふうに解釈していいのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、統一の年月日でございますが、指定管理者の募集に当たっては、そこの中の条件に、月曜日から土曜日の9時から4時というような形、時間等はまたこれから詳細に詰めていきますが、そういった同一の歩調になるように募集要項にうたっていきたいというふうに思っております。

それと八開につきましては、来年度、社会福祉協議会と相談をいたしまして、22年4月から同一の歩調でいくような形で調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、利用料金の関係ですけれども、老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営についてということで、国からの通知におきまして、老人福祉センターの利用料については原則無料とすると、ただし必要による費用を徴収する場合にあっては、当該利用に直接必要な経費以下の額とするというようなことがあります。「原則無料」というような文言もございますので、現段階ではできるだけこれを尊重していきたいというふうに思っております。

それから、どこの施設も利用できるのかということですが、現在でも統一した利用証を発行しておりますので、現在でもどこでも行けるような状況になっておりますので、それは引き続いてそういった状況で運営できるようにしていく予定で、どこでも利用できる状況でございます。以上でございます。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第5号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第４・議案第５号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

１点目ですが、佐屋の第１・第２デイサービスセンターと佐織のデイサービスセンターの利用状況と、管理委託はどのようになっているのか。

また２点目ですが、施設管理は指定管理できるようになっていますが、先ほども来年の４月ということですが、老人福祉センターと一体として一つの指定管理者にお願いするという形になるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

そして３点目ですが、佐屋デイサービスは佐屋地区、それから佐織デイサービスは佐織地区と事業の実施区域を決めておりますが、立田・八開地区は利用できないことになるのか、また立田・八開地区のデイサービスはどうなっていくのか、希望に応じてどこでも利用できるようにできないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、デイサービスの利用状況でございますが、まず佐織のデイサービスでございますが、18年度が開設日数244日で平均利用者数11.3人、19年度は244日で11.7人、平成20年度につきましては、現段階でございますが、242日で8.8人という状況でございます。

それから、佐屋の第１デイサービスセンターにつきましては、開設日数243日で平均が3.6人、それから平成19年度が243日で3.5人、平成20年度が242日で1.9人でございます。

それから、第２デイサービスにつきましては243日で24.6人、19年度が243日で23.4人、平成20年度が242日で21.4人という状況でございます。

管理につきましては、佐織デイサービスにつきましては社会福祉法人亀泉会に業務委託をしております。それから、佐屋の第１・第２デイサービスにつきましては、直営でございますが、一部職員については福祉の里から来ていただいておりますという状況でございます。

それから指定管理の計画、一体かどうかということですが、佐織につきましては、今デイサービスは寝浴、寝たままで入るおふろが中心になっておりますが、老人福祉センターと一体で指定管理にしていくことによって、そちらの方も兼ねて使って介護予防といいますか、少し軽い方も利用できるような形をとっていけたらどうかと。今、介護予防での利用は佐織の場合していないわけですが、そういったことも視野に入れながら一体的な管理運営をしていただくというふうなふうに思っております。それから、佐屋の場合は建物そのものが一体になっておりますので、両方をあわせて指定管理に出す予定をしております。

それから、事業区域の関係でございますが、これはデイサービスを県の方に事業所として申請するときに、在所時間、施設の中にいる時間を届ける必要があるわけです。それによって報酬が違ふという状況がございます。例えば第１デイサービスですと３時間以上４時未満ですと

か、第2デイサービスですと6時間以上8時間未満ということで届けがしてありまして、これは送迎時間を含まない時間になります。したがって、あまり遠いところまで迎えに行きますと、この6時間以上を切るということになりますと、また報酬が変わってくるということがございますし、そういう事情がございます、佐織についても同様でございますが、そういうことで範囲を限定させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。立田・八開につきましては、現在悠々の里さんですとか明範荘さん等、そういった方々に引き続いてお願ひをしまいたいというふうに思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

佐屋の第1デイサービスは、入浴だけで利用する人のための施設で、在宅でなかなか入浴が困難ということで、ほかの方も温泉に入れるということで、そういう方も大変喜んで利用されている現状もあって、多少人数は減っているようですが、そういう点では今後も入浴だけの利用の方についても引き続きやっていただくようにできるのかできないのか、そこら辺はどうなのかということと、それから市長が特に必要と認める場合には、そうやって地域に関係なく例外で認められるようではありますが、そういう場合はどんな場合なのか、具体的にあればお聞かせ願ひしたいと思います。

そして指定管理についてですが、本当にどんどん、佐屋地区ではほとんどの施設が直営の施設ということで、そういった意味では指定管理が佐屋地区で行われる方向になっていくということでは大変残念に思いますけれども、やはりこのデイサービスというのは地域の高齢者の方の、本当に地域で行われている意味でも大変必要なことでありますので、市がやっていると、直営で行っているというよさもあると思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、第1デイサービスの関係でございますが、特にあそこは温泉でございます、お年寄りの方から、うちへ帰ってきてもなかなかふろ冷めしないとか、いろいろ好評を聞いておられるわけでございますが、今回第1の方を廃止いたしますが、第2デイサービスの方で3時間以上4時間未満という単位も一応申請をする予定をしております。したがって、人数のかげんで統合はさせていただきますが、そこで二つの単位で運営をしていく予定をしておりますので、今利用していただいている方もそちらの方へ移っていただけてやっていただくというようなことで考えております。

それから、特に必要と認める場合ということですが、今ここで想定をしている事例はございませんので、いろいろ相談がありましたら、先ほども言いましたように、そこにいる時間、在所時間をやはり守らないとまた指導を受けるというようなこともございますので、そういった範囲の中でできるのかどうかということもいろいろ考えながら、また御相談に応じていきたいというふうに思っております。

それから、指定管理者によって公立のよさが失われるのではないかとございまして、現実には民間の事業者さんも各所にできまして、いろいろ頑張っておっていただきまして、

民間の方だから、公立だからと、それぞれの特徴があろうかとは思いますが、お互いに切磋琢磨していくのがいいかなというふうには思っております。指定管理になりましてもよりよいサービスが提供できるように、私どもとしてはモニタリング等を通じましてチェックはしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

今、地域指定の問題についてありましたけれども、内容を聞きますと時間に間に合えばいいと、時間の中で送迎まで含めてできればいいということです。これは例えば立田・八開の地域の人たちがこの二つのデイサービスを利用するということは可能になるのでしょうか。逆に悠々の里や明範荘についても多分地域指定がされていると思いますけれど、実際に地形的に言えば相互に、地域内に見える方でもなかなか困難だけど、地域外でも極めて近いという方もあるだろうと思いますので、その点は変えてくるということは考えられないのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

送迎につきましては、お一人だけ迎えに行くというわけにはいきません。あちこち何人か回っていくわけですので、そういったことも含めてうまく送迎が合えばという条件になるかと思います。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第6号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について質問いたします。

一つ目として利用規定の問題で、利用者規定が議案第4号の老人福祉センターとは異なって、老人福祉に関する機関及び団体というのが含まれていますが、運営形態との関係等その理由の説明をお願いします。

また、特にこの機関・団体というのはシルバーなのかなとも思いますけれども、そのあたりの説明もよろしくをお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

今おっしゃられましたように、この施設はシルバー人材センターの事務所ですとか作業室、集会室から成っておるわけでございます。シルバー人材センターの会議、あるいは老人クラブですとか、現在でもいろんな団体等の御利用もあるようでございますので、そういったことを想定して文言を入れさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（真野和久君）

ここに関してはシルバー人材センターの事務所等になっているわけですが、ここそのものもいわゆる指定管理という形等で行うとかということにはならないんですか、その辺についての関係ですね。

それと、団体とか機関ということで、シルバー老人会などというふうに言っておられましたが、それ以外にも、例えばそうした高齢者の方のグループ等が使いたい場合には、そうしたスペースとしても利用できるのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

指定管理の範囲につきましては、現在あそこは健康推進課が建物そのものは管理をしておるわけですが、その中からデイサービスセンターと、それから老人福祉センターについて指定管理というふうなことで、それ以外の施設は引き続いて健康推進課の方で管理をしていくというような形で今考えております。

それから現在でも、利用ですけれども、高齢者のグループの方が利用されているという状況がありますので、そういったことは引き続いて何ら変わることなくやっていきたいというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第7号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第7号：愛西市下水道条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

それでは、議案第7号：愛西市下水道条例の制定について、四、五点質問をさせていただきます。

御案内のとおり、現在日光川流域下水道という形で鋭意工事が進められております。いよいよあと1年後に供用開始が迫ってきたわけでありまして、当然それに向けての条例制定という形で今回提案をされてきたということでございます。そこで、提案理由の中にも述べられておりますように、いわゆる「下水道法に基づく愛西市公共下水道設置並びに管理及び使用等に関し必要な事項を定める必要があるからである」と、このようにうたわれております。まさにそのとおりでございまして、これを大前提に質問をさせていただきます。

まず最初に、第6条の中に排水設備指定工事店に関することが書いてございまして、この件に関し、必要な事項は規則で定めるとということが述べられておりますが、今回この規則がまず添付されていないということでございます。この理由はなぜこうなったかどうかということでございます。

それから第2点目として、これは12月の私の一般質問の中でも申し上げましたが、いわゆる受益者負担金の問題ですね。下水道に加入するがゆえに、宅地の状況によって平米500円ぐらい、そして上限25万ということが言われております。その件が今回の条例の中には全然触れていないわけですね。そこで、水道関係と下水道関係というのは似通ったところがございまして、水道の方の給水条例等を見てみますと、その条例の中には分担金とか、これは下水で言うならば受益者負担金と性質がよく似ているわけでございますが、そういった面が必ずうたってありました。そして、使用料についてもこの条例の中には述べられておりますが、本来そういったものが一体となって条例の中に組み入れられるべきではないかと考えたわけでありまして。

そして三つ目に、これも御承知のように、今回の下水道、いわゆる海部郡の3市5町で今進められております。愛西市、弥富市、それから津島市、それから町でいきますと美和町、大治、甚目寺、七宝、蟹江と、この3市5町で行われております。したがって、今回の公共下水道事業の条例の制定について、当然これは関係市町と協議が必要になってまいりますし、例えば先ほど申しました受益者負担金の問題、あるいは使用料の問題、これは同じ下水道組合関係でございまして各市町で格差があってはいけないと思いますし、同一のが望ましいと思いますが、そういった格差が出ないようにすることが重要ではないかと思うわけでありまして。したがって、そういった関係市町と今回の制定につきましてどのような協議がなされてきたのか、その辺のところもお聞かせをいただきたい。

私なりに調査をいたしますと、今回の条例制定に当たっては、本市ともう一カ所出ているようなふうにも思いますし、また聞くところによりますと、受益者負担のみの条例も出されているということも聞いておりますし、若干ばらつきがあるわけでありましてね。冒頭に申し上げましたように、来年の供用開始に向けてそれぞれの市町が準備をしておるわけでございますが、今回のこの条例の制定についても申しましたようにばらつきがあるというのはなぜそうなったのか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

そして4点目に、今申し上げましたように、今回のこの条例の制定については、先ほど冒頭の提案理由のところで申し上げましたように、ワンセットで規則だとか条例、条例に伴う規則、ワンセットで本来ならば提出された方が一番ベターな方法じゃないかなと考えたわけでありま

すが、その点についてお伺いをいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の第6条関係でございます。

指定工事店に関する規則が提出されていないが、添付されていない理由はということでございますが、この排水設備指定工事店につきましては、太田議員も御存じだと思いますが、各家庭等の宅地内の排水設備を工事する業者のことでございます。排水設備の工事につきましては、不完全で適切な施工がされませんと排水管が途中で詰まったり、それから臭気が家の中に入り込んだりして大変大きなトラブルの原因となりますので、排水設備工事については専門的な技術を有して、なおかつ下水道法令にも熟知して、これを遵守する責任を有する工事業者を定めるというものでございます。したがって、今回上程しています下水道条例でございますが、愛西市の公共下水道に關します設置、それから管理、使用等に関しての方針等を今回議会でお決めいただいた後、実際に運用します規則等を決めていきたいと考えていますので、添付されていないという理由でございます。

次に、2点目の受益者負担金の問題でございます。

受益者負担金、それから受益者分担金等につきましては、それぞれ都市計画法75条、それから地方自治法第224条にそれぞれ徴収することができることの規定がございます。それによりまして、工事費の一部として受益者からお金を徴収させていただくものでございまして、下水道条例とは別の条例で定めなければなりませんので、今回一緒になっていないというのが事実でございます。また、受益者負担金等につきましては、先ほど太田議員も言われましたように、12月議会でも若干御答弁させていただきましたが、敷地面積1平米当たり500円、それから一般住宅については上限25万円ということで御説明をさせていただいたと思います。現在、関係市町と最終的な確認作業を当然行っているところでございますが、確認ができ次第、早期に議会の方にも上程をさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今回下水道条例のみ上程させていただきました理由といたしましては、先ほどの排水設備指定工事店の制定、それと下水道の使用料を海部南部水道企業団に委託する必要があるがございますので、今回上程させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に3点目でございます。3市5町で進めている公共下水道事業につきまして、どのように協議をしているかということでございます。

これにつきましても、議員御指摘のとおり、県の日光川下流域下水道事業でございまして、各市町の流域関連公共下水道事業を進める中で同一步調をとるということで、関係市町の職員でそれぞれ作業部会、それから事業部会等開催いたしまして、下水道事業に対します勉強会、それから工事の連絡調整会、その他情報交換会等を行っております。その中で条例につきましても、先進地に出向きまして聞き取ったり、勉強等をしております。したがって、同一の内容になるのではないかと考えております。

先ほど太田議員の御質問の中で、条例制定が同一時期ではない、受益者負担金のみ提出され

たという市町があるということですが、これにつきましては津島市さんでございしますが、津島市さんにつきましては、下水道条例がもう既にできておりますので、今回受益者負担金のみの条例ということになります。自前で下水道を持ってみえますので、もう下水道条例はつくってあったということでございます。

それから最後に、なぜワンセットで提案されないのかということでございますが、これも先ほどから御説明させていただいていますように、本下水道条例を決めていただいた後、各規則等を決めていきたいという考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

○ 29 番（太田芳郎君）

それでは、再度ちょっと質問をいたします。

まず最初に、第6条の関係の件でございますが、宅内工事の業者の問題でございますが、確かに言われんことはよくわかっておりますが、1年後に供用開始が迫ってまいりまして、時期が来ますと一齐にこの工事を始めなきゃなりませんよね。そうしたときに、まだ1年あるから大丈夫だということではなくて、要するに一般の市民さんたちは、一体どこに頼めばいいんだろうとか、そういうことを実際心配しておみえになります。それと経費の問題等々もございまして、でき得ることならば早くそういったものも市民の皆さん方に御理解をいただいて、円滑な移行ができていくようにすべきではないかと思うわけであります。考えてみますと、来年の1年後に、さあ宅内工事をやってくださいよという形になりますと、佐織地区でいいますと小学校区の勝幡小学校区、おおむね2,000世帯を超えと思いますよね。それから佐屋地区におきましても、おおむねそれに匹敵する、あるいは旧佐織よりも多くなるんじゃないかなと思います。そうしますと、トータルで4,000世帯以上になってきますよね。一齐にやろうとしますと、これは大変なことになりまして、各家庭にそれぞれ皆さんにお願いをして工事を進めていくわけでありますが、だからそういうことでございますので、早くそういったものを市民に知らしめるために、私はできるだけ早くこういったものも出していただいて、そして円滑に供用開始に向けていけるような準備をしていかなきゃなんらんとということでもありますので、その辺のところをもう一つ御一考いただきたいと思います。

それから、受益者負担金の問題でございますが、別途条例で定めるということのようでございますが、どのような条例の名称になってくるのか、その辺も若干わかりませんので、その辺のところも行っていたきたいし、今回のこの条例の中に一緒にうたい込むことには抵抗があったんですかね、その辺のところもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、次の問題の3市5町、協議をしておるというお話であります。今回のこの条例提出につきましては、当然先ほど申し上げましたように各市町でばらつきがありますので、本来こういった条例は、協議をされて一齐に提案をされてくるかなあと実は思っておりましたが、現実とはそうではなかったわけであります。それと問題はもう一つ、先ほどもちょっと話が出ましたが、津島の問題ですね。津島市は前々から公共下水道がありまして、その関係で条例は既に制定をされておりますよね。したがって、今回受益者負担金の問題の条例が出たということでもあります。聞くところによりますと、津島市だけが平米当たりの500円がそれより安くな

るようになるんじゃないかというようなちょっと情報を得ておりますが、その辺のところもわかっていて範囲内でお答えをいただきたいと思います。

それから最後の問題でございますが、冒頭から申し上げておりますように、いろんな事情がございますが、やっぱりできるだけ早く住民の皆さん方に御理解をいただいて、そして円滑な供用開始に向けていくためにはいち早く発表していただいて、そして住民に御理解をいただいて、経費のかかることでございますので、それぞれに心構えをしておいていただかなきゃなりませんし、供用開始が始まれば一斉に工事が始まるわけでございますので、そういった面で円滑にやっぱり進めていく必要がありますので、あえて私はワンセットで提出されるべきではないかということを申し上げたわけでありまして。その辺についてもう少し突っ込んだ御答弁がいただきたいと思います。以上です。

○上下水道部長（飯田十志博君）

指定店を早くということでございますが、先ほどの条例と一緒にできないかというような問題と同じでございますが、現在まだ負担金等については各市町と調整中のところがございまして今回見送らせていただいておりますが、早期に次回の議会にはお示しをしたいと考えております。その後パンフレット等をつくりまして、住民説明会につきましては来年の1月から3月ごろ、指定工事店を定めた後でございますけど、説明会を開催したいと考えております。

津島市の分担金が違うというのは、若干そこら辺も先ほど御説明しておりますように、各市町と違うところがございまして、現在確認というか調整をしているところでございます。

以上のようなことで、今回ワンセットにすることができませんでしたので、よろしくお願いをいたします。

〔発言する者あり〕

津島市の負担金は400円で聞いておりますけど。

○29番（太田芳郎君）

いろいろ申し上げましたが、いずれにしてもこの3市5町同じ足並みでそろえておりますので、本来からいうと各市町でばらばらでは住民に説明がつかないわけでありまして、津島の今の特異性の問題はありますけれども、例えば使用料だとか、あるいは宅内工事するためのいろんな手続等もいろいろ定められておりますが、とにかく広域的に話し合っていていただいて、格差のないようにやっていただくことを強く要望して終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

今、太田議員が質問されておりますので重複している部分もありますので、それも前提に質問させていただきます。

1点目は住民への加入工事の説明ですが、今部長からは来年の1月から3月というような言葉もありましたが、もう一度その確認と、それからこの下水道工事の完成、竣工と、それから実際は4月1日から供用開始ということならば、その前に工事を行ってテスト的な使用という

のもあるのではないかということで、新年度の供用開始までの計画ですね、ちょっと流れを御説明いただきたいと思います。

それから、加入分担金については今説明があったように、また次の議会で提案したいということですが、加入分担金については、この間、水道のように口径に応じた分担金にすべきでないかと、私もそう思っておりますが、これは宅地の面積に応じてお願いするという受益者負担というような形で進められておりますが、そこら辺は意見が違うところであります。

それから使用料金の区分ですが、10立方メートル以下、10から50、50から100、100から500、500以上というような区分になっておりますが、この区分の基準は何かと。例えば、水道の使用量に応じて下水道の料金を請求するという説明が行われておりますが、水道でいきますと八開の水道の使用料の区分、また佐織の水道の使用料の区分はそれぞれ異なっておりますが、大分下水の区分とは違ってしておりますが、この区分を提案する基準となっている根拠がありましたら説明をいただきたいと思います。

それから使用料の徴収については、21条の方で、海部南部水道の区域については徴収業務を委託するということで提案されておりますが、委託についてはどのような形、また予算的にはどのような形になっていくのかという点をお尋ねいたします。

それから、使用料の減免の条項、第20条でありますが、具体的な内容はどうなっているでしょうか。

それから加入対象世帯数ですが、見通しとして佐屋地区・佐織地区、それぞれ何世帯になるでしょうか。

それから、排水設備指定工事店についての質問もありましたが、既に行われている農業集落排水やコミュニティ・プラントなど、この指定工事店が明記されているのかされていないのか、参考にお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、加入の説明等につきまして、それから工事の予定でございますが、先ほど太田議員にも御説明申し上げましたように、排水設備工事については、下水道が利用できるようになりましたら、その地区の皆さんにそれぞれお知らせをいたすことを考えております。その後、市が指定工事店の指定を、数十社になろうかと思っておりますけど、そちらを指定させていただいた中から見積もりをとっていただいて、その後、業者を選定して施工していただくことになります。したがって、供用開始地区につきましては、先ほど太田議員も説明しましたように、来年の1月下旬から3月中旬ごろにかけてそれぞれ自治会単位、各町内単位ぐらいで説明会を開催したいと考えております。

それから、完成から竣工までの流れでございますが、一応工事につきましては2月ごろまでに終えまして、その後実際に汚水が流れるかどうかのカメラ調査をして供用開始に向かいたいと考えております。

加入分担金につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、敷地面積1平米につき500円ということで、一般住宅については25万円を上限にして負担の軽減を図りたいと考えております。

次に使用料金でございますが、こちらにつきましては、全国の4人家族の平均使用料ということで、それが大体30トンでございますので、これを基準とさせていただいております。そのうち10トンまでを必要経費として150円の消費税で1,575円、それから30トンが中間の値となります。10トンを超え50トンまでを超過料金として1トン当たり157円50銭と定めさせていただいております。これにつきましては、構成市町であります弥富市も同様の金額設定になろうかと思っております。

次に南部水道への委託料でございますが、こちらはまだ協議を重ねている段階でございます、22年の当初予算の算定期間までには委託料を算出する予定をしております。

次に減免制度につきましては、条例の中でも20条で「市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、または免除することができる」となっておりまして、一般的に考えられますのは、異常な自然現象などの災害により被害を受けられた方が対象になるのではないかと考えております。

加入世帯数でございますが、21年度末の一部供用開始時点でございますが、佐織地区で約1,300世帯、佐屋地区で約1,200世帯の方が使っていただけるようになるのではないかと考えております。

指定工事店につきましても、先ほど太田議員にもお答えをさせていただきましたが、供用開始に向けてそれぞれ知識等を持ってみえます指定工事店をこちらの方で指定させていただいて、不正な接続を防止するという意味で最も有効な手段と考えておりますので、指定工事店を指定させていただきたいと考えております。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

今、上下水道部長からの答弁をいただきましたが、一つは、住民への説明については、4月1日から供用開始で工事は進められるけれども、1月から3月で住民への工事の説明を行っていくということになりますと、4月1日から供用開始と同時に下水道を利用される方は大変少なくなるというような計画であるというふうに判断してよろしいでしょうか。

それからあと通告の中で、上水道の利用区分は下水道とは違いますが、上水道の方も下水道に合致するような利用区分の見直しが今後出てくるのかどうかという点でお尋ねをいたします。

それから、使用料の減免ですけれども、これは規則でどういうときに減免するのかという形で明確にうたっていくのか、うたうべきだと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

それから、指定工事店についてですけれども、集落排水とかコミュニティについてはそういう明記があるのかないのかという点の質問をしておりますが、答弁がなかったと思いますのでお願いいたします。

○下水道課長（伊藤稔秋君）

それでは、加藤議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

最初の質問は、供用開始に向けての住民に対しての説明会、1月から3月では遅いんじゃないかということで、そんなに遅くては、要するに皆さんの接続する意欲をなくすんじゃないかということでした。

それで、今回この下水道条例を上程させていただいて決めていただいて、排水工事の指定工事店制度を、今のところの計画ですと6月から11月末ぐらいに登録させていただいて、それを下水道供用開始に向けての下水道のしおりというか、あらましというか、供用開始に向けていろんな工事業者さんとか使用料を盛り込んだ冊子をつくらせていただいて、それで1月から、3月より早い時期に説明させていただいて、少しでも皆さんに接続意欲を出していただいて接続していただくように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと2点目ですが、下水道の使用料区分に合わせて上水道の使用料を見直すことはあるのかということですが、下水道の現在上げさせていただいておる使用料の方の区分につきましては、若干集落排水事業、コミプラという類似的な汚水処理施設が先行していますが、そちらの方と大体調整をとったような区分、単価的には違いますけれど、そういうように考えておりますので、ちょっと水道とは合わせられないんじゃないかということでは思っております。

あとは減免の関係ですが、明確にお示しできればいいんですけど、どういう事態が起こるか分かりませんので、ああいうような一般的な書き方でお願いをしたいと思います。

あと指定工事店の関係で、集排、コミプラの方でそういう制度があるかということだったと思いますけれども、佐屋地区におきましては、組合管理で施設の方もお願いしています。それで、その関係で組合が認定する工事業者さんということで取り扱いさせていただいています。立田地区に関しましては、そういう資格のある方であれば工事ができるということになっています。八開地区につきましては、佐屋と同じく組合の指定する業者さんという形になっております。この公共下水道で制定する指定工事店まではいきませんが、大体資格を持った方でやっただいておるというのが現状でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

初めに、皆さん方をお願いをいたします。

議案質疑は本日1日限りを予定しておるだけでございますので、質疑の方も、それから答弁の方も簡潔にお願いをいたします。

◎日程第7・議案第8号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正について2点ほどお伺いします。

まず1点目ですけれども、個人情報を取り扱い守る立場の従事者は、具体的にどのような範囲の方まで適用されるのか。具体的に市職員などが上げられると考えられますが、どうでしょうか。

2点目は、今回罰則規定が設けられましたけれども、実際この規定に当てはまる事例が出た場合、どのような経緯を踏まえて罰則などが科されるか、この2点についてお伺いします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、御質問の2点について順次お答えをさせていただきます。

まず、どこまで従事者の範囲が適用されるのかという1点目の御質問でございますけれども、このたびの条例第9条に従事者の義務が明記されておりますが、個人情報を守る立場の従事者といったしましては、これは個人情報の取り扱いに従事する実施機関の職員または職員であった者、実施機関というのは公務員も当然そうですけど、そういった公務員の職員を指すものでございます。それから、実施機関から個人情報の取り扱いの委託を受けて受託業務に従事している者、もしくは従事していた者、これは市の方から委託した、逆に言えば受託した業者さんの従事者を指すものでございます。それから三つ目といたしまして、指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者、もしくは従事した者が上げられます。こういった方々が今回その規定に該当するのではないかというふうに考えております。

それから、罰則の関係でございますが、そういった事例があった場合、どのような経緯を踏まえて罰則が科せられるのかという御質問でございますけれども、今回の罰則につきましては、51条から53条までに科する懲役または罰金は、いわゆる刑事訴訟法、あるいは刑法の適用となる罰則に該当するものでございます。それで、罰則の適用に至るまでの経緯といたしましては、まず条例の罰則に該当すると思われる事実が発覚した場合、その際には警察または検察へ告発を行います。そして、告発が受理をされまして捜査が進みますと、この時点で犯罪が明らかになれば起訴をされます。そうでない場合は不起訴となりますが、起訴がされれば、当然のことながら公判が実施され、刑が確定し、今回条文に規定しております罰則が適用されるというような一つの流れといたしますか、経緯になっていくというふうに解釈をしております。以上です。

○6番（榎本雅夫君）

それから、市が各事業において委託している社会福祉協議会とかシルバー人材センターなど

の各団体、NPO法人とか各業者、また公募などによって現在協議している市民会議などの会議も今回の保護条例の中に含まれるのかどうか、それをお聞きします。

○企画部長（石原 光君）

先ほど申されましたシルバー人材センター、そういった各団体も個人情報扱うというところをえ方をすれば、当然対象になるというふうに思っておりますし、ただ議員がおっしゃる市民会議の方というのはそういった部類からちょっと外れるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、2点ほどお尋ねします。

この改正内容の概要の方にまとめて、改正内容については1のところで4点上がっております。請求及び決定手続に対する規定の充実、非公開とされる情報との整合性を保つ、不服申し立ての手続に対する規定の充実、適用除外の理由などと、このように大きく4点ほど上げておりますが、要するに従来の改正前の条例と、この4点の内容について、どこがどう違うのかということについてちょっと具体例を挙げてそれぞれ説明をしていただけないでしょうか。特に16条のところについて、改正前と改正後とどう違うのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、罰則の対象の拡大及び量刑の厳罰化という内容について、これも具体的にこういうことを起こすと、従来はこうだったけれど、これからはこうなりますよという形で、ちょっとわかりやすく説明をしていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、先ほど御質問がございました今回の全部改正の中身といいますか、請求及び決定に係る手続に関する規定の充実、あるいは不服申し立ての手続に関する規定の充実の内容、そういったものを具体例を挙げて説明をということでございます。

それで、まず請求及び決定に関する規定の充実について、現行条例に記載がなく改正条例に規定がされている主なもの、一つ、二つ例を挙げて御説明とさせていただきたいと思います。

まず、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利・利益を保護するため特に必要があるときは、開示をすることができますよという裁量的開示について今回改正で新たに規定を設けたというのが一つ大きな例でございます。

それともう一つ、同じように請求決定の手続の関係の中で、開示請求に係る情報の中に第三者に関する情報が含まれている場合で、これは人の生命、健康、生活、または財産を保護するための情報があるわけですが、そういった情報を開示する必要があると判断し、開示をしようとするときは、第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない旨の規定がされたというのが主な今回の例を挙げますと大きな内容でございます。

それから16条の関係でございますが、ちょっと前後しますけれども、先ほど2番目に申し上げ

げたのが永井議員がおっしゃった16条の規定の部分の関係でございます。ということは、16条の先ほど申し上げた部分については現行条例に規定がありませんので、今回新たに規定を設けたということで御理解がいただきたいと思います。

それから、罰則の関係でございますが、現行条例は罰則規定がございませんので、今回全部改正をお願いすることによって新たに罰則規定を設けさせていただいたということでございます。

それで、具体的な例を言ってほしいということでございますので、今回51条から54条にかけてそれぞれ罰則の条文の規定を設けております。それぞれ具体的な例を申し上げ説明にかえさせていただきたいと思います。

まず51条の罰則、これは懲役2年以下、あるいは100万円以下の罰金という規定を設けておりますが、これに該当する具体的な内容といたしましては、いわゆる従事する職員、先ほど申し上げましたように職員、我々職員、それから受託業者、指定管理者が管理する施設に従事する職員、そういった従事者が個人情報のファイル、コンピューターで管理しているデータベースなどを正当な理由なく提供したと、いわゆる不当に第三者に提供したときは、先ほど申し上げた2年以下もしくは100万円以下の罰金に該当しますよと、これが一つの大きな事例ではないかなと。

それから二つ目といたしましては、先ほど申し上げました従事者が職務に関して知り得た保有個人情報を、例えば不正な利益を図る目的で提供し、または盗用、盗んで用いた場合、そういった場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金と、そういった事例が考えられるのではないかと。

それから3点目、53条の関係ですけれども、これは職員の関係ですが、職員が職権を濫用いたしまして職務以外の目的で個人情報を収集したときは、これは1年以下の懲役または10万円以下の罰金に該当しますよという規定でございます。

それから最後の54条の関係でございますが、5万円以下の過料という部分で規定がされておりますが、これに該当する事例といたしましては、偽りその他不正な手段、いわゆるなりすましというような人の行為、そういったことにより開示決定に基づく個人情報の開示を受けた場合には、そういった過料が科せられますよというような事例が考えられるのではないかなということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○21番（永井千年君）

今のまず罰則の問題ですが、例えば実施機関の職員が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したときと。この内容に、今まで従来でしたらどのような措置がとられておったのか、従来だとどういう措置をとっておったのかということをやっと説明してほしいかなとですね。これは53条だけじゃなくて、厳罰化と言われるけれども、例えば職権濫用だとかいって書いてありますけれども、従来でもできましたよね、これは。それがどこが違うのかということがちょっとわかりにくいなと思って説明を求めています。

それから16条の問題ですが、従来、改正前については、開示をしないことができると、また審査会の意見を聞いて開示しないことにできるという、ともにできる規定というふうになっていますが、このできる規定と今回の16条との関係は、最初に言われたように、不開示情報が含まれておっても裁量的開示の項目が設けられたしということが言われておりますが、一体全体開示ということについて厳密にしたのか、幅を広げた、そこの裁量的開示というところだけ見ると、裁量的開示について明確になったということが言えますし、それから第三者情報でも第三者の意見を聞く機会を与えなければならないというのは、当然意見を聞くという機会を設けますと開示がおくれるということにもなりますので、プラス・マイナス両方あるかなという気もするんですけど、もうちょっと正確な言葉遣いで言っていただくと、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

正確な言葉でと。2点目の関係については、ちょっとすみませんが、担当課長の方から御説明させていただきます。

まず、1点目の職員の職権の濫用の関係について、いわゆる罰則規定が設けられていない場合のケースですね。当然今までに該当はありませんけれども、もしそういう該当した事例が出れば、当然我々公務員というのは懲戒処分という地方公務員法に基づく規定がありますので、それに準じて処分がされるというふうになると思います。今回、罰則の規定が設けられることによって、こっちの方も適用されるという理解でおります。

○情報管理課長（伊藤辰明君）

今回の不開示情報の部分でございますが、情報公開条例の非公開条例と整合性をとっております。といいますのは、現行の条例につきましては、先ほど議員が申されましたように、開示しないことができるというふうに書いてございますが、本来、情報公開条例からいきましても、不開示・非公開情報以外は開示しなければならないという前提で整合性をとる意味でこういった表現に変わっております。

それで具体的に言いますと、例えば開示をしないことができる個人情報の例外についても現行条例では書いてございませんでしたが、慣行として開示請求者が知ることができる情報については不開示情報の例外になるよと。例えば、公務員の職務の遂行に係る情報については不開示情報の例外になると、例外のことについても記載してございますし、あと例えば現行条例では、実施機関の公正かつ円滑な行政執行を妨げられるおそれのあるものについてはと、現行条例ではそういった表現はしてありますけど、その具体的な内容については記載されてございませんが、今回の改正条例ではその辺を情報公開条例に基づいて記載をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第 8・議案第 9 号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第 8・議案第 9 号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第 9 号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について質問いたします。

この佐織総合福祉センターに関しては、これまでも条例案で出てきましたが、保健センター、老人福祉センター、そしてデイサービスセンター、それから高齢者生きがい活動センターで構成されるという形で規定をされております。ただ、当然その 4 センターそのものは、それぞれ指定管理、あるいは直営という形で管理・運営がされている状況の中で、館全体をまたこういう形で管理に関する規定でやっていくわけですが、その管理や運営に関する関係、どういう形で区別とか、あるいはどういう関連でやっていくのかについて説明をお願いします。

それと同時に、今回このセンターそのものの指定管理という形の規定も出てきていますので、今後そうした形の館の指定管理ということも行われていくのかどうかということについて、説明をお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、今回、総合福祉センターの中の指定管理ということになっておりますが、私どもの考えとしては、デイサービスセンター、老人福祉センターの指定管理を行っていきたいということで今考えておりますが、建物の中の一部である二つの施設ではありますが、こちらの方の全体を管理する中にもそういった条文を入れておいた方がいいんじゃないかという解釈でこちらの方は入れさせていただきましたもので、実施面では二つのデイサービスと老人福祉センターということで現在は考えております。

それから区別の関係ですけれども、こちらの方は補助金をいただいておりますので、その補助金の中で、どの部屋とどの部屋がどういう施設なのかということをはっきり区分けをされておりますので、それに基づいて区分けをして出していきたいというふうに思っております。ですから、建物全体につきましては、今までどおり直営でやりますが、その一部分の指定管理ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○10番（真野和久君）

八開福祉センターですと老人福祉センター機能は社会福祉協議会に委託をして、館全体も委託という形で全館委託という形ですね。今回、この佐織総合福祉センターに関しては、建物全体のそのものについては直営でやっていくけれども、事業事業にかかわるところだけは委託という形で維持していくという形で考えてよろしいのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

八開の場合は市の職員がおりませんし、社会福祉協議会が主体で使っていきますので指定管理に出させていただきますけれども、今回につきましては保健センターもございますし、シルバーの事務所もありますが、そちらの方も含めて健康推進課の方が管理するというので、そこまでは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

随分議案4号から6号のところで通告している部分については御答弁いただいております。総まとめとして伺いたいですけど、前回、立田・八開の保健センター等を指定管理者に出したりとか、今後どうなるのかというのが大変見えにくいというふうに思っています。八開のセンターについても、貸し館業務をするしないとか、いろんな面で、立田についても使わない部屋もあるわけなんですけれども、今後そういったあいたスペースで新たなサービスをしていく予定があるのか、そういったそれぞれの館、今後していく事業等の予定があるならばお聞かせいただきたいというふうに思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

管理等の関係につきましては、今回が最後、これで私どもとしては一応の整理がつくんではないかなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

その後につきましては、やはりそれぞれの町村でつくってきた施設でございますので、まだまだ十分に耐える状況でございますので、今までにもお話をできておりますが、有効に利用していただけるように、また既存の使っている方もありますので、そういう方にも今までどおり使っていただけるような形で運営していきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第10号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、八開の総合福祉センターについては、社会福祉協議会に指定管理にするということで、この指定管理の手続を進めるに当たって業務内容などについて、これから4月1日から

ですから、どの段階にあるのかちょっと説明いただきたいんですが、具体的な指導や指示をどのように行っているのか、その中で職員の体制や、役員の体制や、あるいはこの業務を含めた社会福祉協議会の定款の変更が必要になるのかどうか、なるとしたらどのように変えるように指導を行っているのか、そのあたりについて説明いただけますか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

4月1日から八開の方に社会福祉協議会の事務所も移転をいたしますので、先回の理事会の方でも役員さんには少しお話をさせていただいておりますが、3月25日に再度また理事会がございまして、その場でも改めてお話をしていくことになっております。

それから、社会福祉協議会の定款でございますが、やはり事業の内容、今回の八開の総合福祉センターの管理等も入ってまいりますし、そういうことで定款の変更は理事会の方にお諮りをいたしまして進めておるところでございます。

それから、職員の体制ですけれども、事務局としてはそちらの方へ移りますが、それぞれの訪問介護事業所、ヘルパーさんの関係はそのままそこに残るということでございます。

それから、佐織の老人福祉センターにつきましても、今社会福祉協議会の方で管理をしている状況でございますので、1年間は社会福祉協議会の方で管理をしていただくということで話をしております。以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

定款の変更についても触れられましたけれども、八開の総合福祉センターという特定の施設の指定管理について変えるだけなのか、それとも社会福祉協議会が他の施設も含めて指定管理の事業ができるように変更するようにされているのか、あるいはまたどういう指導をされているのか、教えていただきたいわけです。

ただ、職員の体制については、指定管理に直接携わる職員の体制についてどのような契約になるのか、その職員というのはどのような資格などを求められるのか、そのあたりについて教えてください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

定款変更の関係ですけれども、一部社会福祉協議会の別の関係で定款変更もありますが、基本的には指定管理については八開の関係で変えるということでございます。

それから、指定管理に直接携わる職員の関係ですけれども、社会福祉協議会の職員がそちらの方に常駐をするということになりますので、指定管理料の中にも特に人件費にかかわる分は入れてなくて、管理に関する費用の管理料ということで予算は計上させていただいております。以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第11号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第11号：愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

今度の部の設置条例の一部改正というのは課の再編も伴っていますが、人事秘書課とか行政経営推進室、業務課などが新設されると同時に地域振興課がなくなると。実際に各課にどのように職員を配置するのか、事務分掌規則についてはまだ我々は見えていないわけですが、この再編に伴って、全体について報告していただくと長くなりますので、ふえるところ、減るところ、従来の業務がふえれば当然人もふえるけれども、逆にあまり減らないのに職員が減るところ、そういうところは具体的にあるのでしょうか。ちょっと事例を挙げて出していただきたいんですが、4月1日の配置というのはどの時点で公表されるのか。いつも3月の議会の最終の全協あたりに4月1日からこうなりますよというのが人事も含めて出されたような記憶もあるんですが、できるだけ早くどういう体制になるのかということについて示していただく必要があると思うんですが、現状はどこまで固まっておるのでしょうか。

それから、第2条の総務部の業務の内容でありますけれども、カとキについて、もちろん秘書に関することや財産に関すること、防災に関することは新しく加わっておるわけですが、従来から入っていますカとキの関係、ちょっとこの文言が、僕、いつも文言にこだわって悪いんですが、市税というふうに書いてありますので、市税というのは市民税だけではなくて当然固定資産税も入るわけでありまして、その下にまた固定資産に関することという、だからこれはカの中で市税の中に固定資産税が入って、キでまた固定資産に関することというふうに出てくる、ここでの固定資産というのは税は出てこないんですが、こういう形の表現になっているのはなぜか、改めてちょっと説明をいただけるのでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、組織・機構の見直しによりまして人数の関係でございますけれども、今議員申されましたように、地域振興部門の業務をおのおの本課の方に集約することございまして、それに伴います職員数でございますけれども、総合支所の地域振興の職員については減少をし、業務を所管します本課には増員を基本としております。それで、あとそのほかに人事秘書課とか行政経営推進室、また業務課におきましては、現在の上下水道部の中で業務課を設けるということで、ここについては人の増減というような形になります。いずれにいたしましても、業務内容を勘案しての職員の配置ということでさせていただきます。

それからあと、いつごろ示されるかというような関係でございますけれども、これにつきましては、今現在業務の仕事等の関係も勘案しておりまして、今議員が申されたように、私どもの今の目標といたしましては、3月の最終日にはお示しをしたいというようなことで考えており

ます。

次に、事務分掌の中のカとキの関係でございますけれど、これにつきましては、市税の中に確かに固定資産税もあるわけでございますけれども、考えますに、市民税課と資産税課というのが以前分かれていてというようなこともあるから、そういうようなことで来ているということで私は理解しておるところでございます。よろしくお願いします。

○21番（永井千年君）

総務部長が「私は理解している」と言われても困っちゃうんですけれど、だれもがそのように理解されればいいんだけど、僕の場合はひねくれているんですかね、そのようにちょっと理解できなかったもんですから、もし正確な表現でなかったら、きちんとした表現に整理をしていただく必要があると思うんですよね。まだ今上程したところでありますので、修正その他もきくわけでありますので、もし直す必要があるならば、改正のときに直さないともた直らないというふうに思いますので、お願いします。

それから職員の今の配置、地域振興課が減って本課に移っていくということなんですが、今の総合支所の中の地域振興課の数は丸々減るということになるんですか、数の上でも総合支所の体制というのは。今現状は地域振興課というのは何人いるけれど、そのうち何人かは残る、それ以外はという区分けはされていると思いますが、全体がまだはっきりしていないところが、地域振興課のことについては前から言われておることですので、もう少し説明していただけるでしょうか。

それから、先ほどこっと上下水道部が増減と、それ以外のものについて増減がどのようになるのか、ただ、今までの部の中で課の再編、だから全体は変わらないということなのか、業務課の設置に関して何人ぐらいふやす必要があるのか、そのあたりを、そうたくさん今回あるわけじゃありませんので、個別にちょっと説明していただけるとこの条例の審議に対して大変役に立つと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、固定資産に関することについて答弁させていただきます。

固定資産に関することにつきまして、確かに固定資産税は市税には変わりないですけど、この固定資産というのは、固定資産評価審査委員会というのが合併後においては総務課の方に来ておりますので、そういうような観点からここに列記をさせていただきました。

それから、地域振興の関係でございますけれど、地域振興におきましては、現在の人数の中で1人は最小限残すというような形で現在進めておりまして、1人以外は本課の方へ集約がされるということでございます。

それから、上下水道部の業務課が新設されることによりまして、今の上下水道部の下水道課、上水道課のほかに業務課がふえますので、そこについては必要な人数は増加となります。

それから、人事秘書課の関係でございますけれど、そこにつきましても、人事部門が現在の秘書室の方と統合となりますので、人事部門について増となるということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第12号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第12号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

保健センターの設置及び管理に関する条例の第6条、第7条、これは立田の保健センターに関することが含まれていますが、これはいわゆる内容改正ではなくて削除としたということの意味合いを説明していただきたいんですが、残る二つの保健センターをつまり指定管理することはないことを、この際指定管理に関する条項を削除したことによって明確にしたというふうに理解してよろしいでしょうか。

それからもう一つ、立田の第2社会福祉会館というのは新しい施設になるわけですが、立田の保健センターの指定管理の議決は既に行っておりますが、立田の第2社会福祉会館の指定管理の議決は行っていないことになるというふうに思いますが、これは改めて行わなくてもよろしいのでしょうか。保健センターは指定管理にしたけど、第2福祉会館は指定管理に正式にはしたことにはなっていないと思うんですね。これは単なる中身の軽微な変更ということではなくて、一番大きな表看板の変更ということですので、そのあたりについてどのような解釈をされたのか。

それから、保健センターの診療所施設の届けの関係についてはどのような取り扱いになるのか、説明いただけますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、保健センターは指定管理にすることはないかということでございますが、6条、7条は、先ほど言われましたように、立田の保健センターの指定管理の条文でございまして、佐屋・佐織の保健センターについては指定管理を導入する予定はございませんので、削らせていただいております。

それから、第2社会福祉会館の件ですけれども、この附則の経過措置のところで、「愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす」ということで、こちらの経過措置で従前の6条、7条の部分が生きてくるということで我々は考えたわけでございます。

それから、診療所の関係につきましては、佐屋と佐織ということで届けをするということで

ございます。よろしくお願いいたします。

○21番（永井千年君）

条例で経過措置を定めれば契約については直す必要がないという、その解釈を聞いているんですけど、解釈なんですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どももこの条例をつくるに当たって内部でいろいろ検討をさせていただきまして、そういうことでいけるということで経過措置を設けたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第13号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第13号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

新町のちびっ子広場の撤去ということですが、以前にもこういう撤去の話がありまして、行政側の働きかけによって使用の延長ができた経過がありますが、今回はそれができなかったのか。また、撤去された場合、かわりの場所は確保されているのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回については、先方さんも強い意志を持って申し出がありましたので、仰すことはできなかったということで返却をさせていただくことになりました。また、申し出等も12月でございまして、次の代替というところまでは至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

新町のちびっ子広場はかなり面積も広いもので、地元の子供たちや住民にも大変利用されていると思いますが、12月の申し出で次のかわりの場所ということですのですぐの対応が難しいようですが、本当に住民にとって求められるものがなくなることに對しては、やはりどこかに設置してほしいという要望がありますので、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第14号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について質問いたします。

第4条(1)に該当する者の人数についてですけれども、児童福祉施設や小規模居住型施設、里親にゆだねられている児童数と、またそのうち扶養義務者のいない児童数、そしてまた愛西市内で里親登録をしていらっしゃる方の人数についてお伺いしたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず、第1点目の小規模入居型児童養育事業を行う者、この該当者につきましては市内ではございません。

あと2点目の里親の登録をされてみえる方でございますが、4人でございます。よろしくお願ひします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第15号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第15号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

今回、介護保険料の区分が9段階の設定がされておりますが、その根拠、理由、また近隣自治体の状況はどのようなのでしょうか、わかりましたら御紹介ください。

また、今回の介護保険条例、基金の条例のところでも説明がありましたが、基金の取り崩す予定額は一度紹介されておりますね。それは割愛させていただきます。

それから、保険料の負担増となる人数、また保険料の軽減となる人数の見込みはどうかと。

それから、今回は保険料が上がるということで基金も設けられて軽減措置がとられておりますが、この4期が終わって5期に入っていく場合にどのような状況になっていくのか、その点についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、段階の設定の根拠でございますが、基本的には国は6段階でございますが、今回多段階制にしたわけでございます。まず1点目でございますが、平成17年度の税制改正における高齢者の非課税限度額の廃止の影響を受ける方の特例措置でありました激変緩和措置が平成20年度で終了することを受けまして、引き続き介護保険料の軽減を行う考えをもとに第5段階を細分化いたしまして、200万円までの所得の中に125万円の所得の段階を新たに設けました。

2点目といたしまして、第3期の第4段階でございますが、保険者の判断によりまして、年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、新たに段階を設けることができるように改正がございましたので、低所得者に配慮し、新たな段階を設けたわけでございます。

それから3点目でございますが、段階は変わりませんが、第3段階の保険料率を0.1軽減いたしましたことによりまして、これらの軽減分を補うために第6段階を二つに分けまして、500万円以上の所得の方につきまして保険料を増額していただくということで決めさせていただいております。

次に、近隣の状況でございますが、まだどちらも議会上程中でございますので、具体的にはちょっと申し上げられませんが、一応保険料の上がる下がるというような表現でひとつよろしくをお願いいたします。

海部地区内の状況でございますが、同額であるところが三つございます。下がるところが二つ、上がるところが二つでございます。それから階層につきましては、国の基準どおりの6段階のところは二つ、それから他は多段階で、階層も7から13階層ということで幅はございますが、2以外は多段階ということでよろしくをお願いいたします。

それから、保険料負担の増となる関係でございますが、まず9段階の方は確実に上がるわけでございますが、こちらの方は369名、逆に減となる方ですけれども、第3段階の方が0.75から0.65になるわけですけれども881名、第4段階の方は1.0から0.85になりますが4,116人、第6段階につきましては1.25が1.20になりますが2,315人ということで、合計いたしますと7,312人が減額ということになります。

それから、第5期の介護保険料でございますが、御承知のように保険料は、介護給付費、予防給付費の総額を、第4期は20%になりますが、65歳以上の人口で割って算出をいたします。その保険給付費を算出するためには、そのときの介護報酬、あるいはサービスの利用状況、いろんなもろもろのものが大きく影響いたしますので、4年後を予測するというのは非常に難しい状況でございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

今部長の答弁で近隣の状況を紹介いただきましたが、保険料と段階の変更という形で紹介を

いただきましたが、自治体数で答弁いただきましたけど、自治体名でわかりましたら御紹介
いただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

まだどちらも議会開会中で議決を経ておりませんので、よろしくお願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

了解しました。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第16号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第16号：愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と  
し、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第17号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題とし、質疑を
行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更について質問をします。

1点、弥富市は公共下水道、農業集落排水や、またコミプラも海部南部水道で行いますが、
愛西市はなぜ公共下水道だけなのでしょう。

それから2点目ですが、佐屋地区・立田地区は料金を統一して、農業集落排水、コミプラも
海部南部水道で徴収してもらうつもりはあるのか、お尋ねいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

海部南部水道企業団の規約の変更について、上下水道部の方から御返答させていただきます。

まず1点目の公共下水道区域なのかということでございますけれど、今回の公共下水道の供
用開始に伴いまして、海部南部水道企業団の方で上水道料金と合わせて徴収するのをお願いし
ておりますので、その関係で公共下水道区域だけとなっております。

次に、料金統一をして、農業集落排水事業、コミプラはどうですかということでございますが、現在このコミプラ、農集水につきまして、それぞれ各管理組合で管理の方をお願いして、料金もそちらで取っていただいておりますので、それぞれの区域で料金体系がばらばらでございますので、それらを統一したのでなければ南部水道企業団の方へお願いすることはちょっと困難かと考えておりますので、まず料金統一とか算定方式の統一を各地域の方をお願いをした後、南水に料金徴収をお願いすることになると考えております。よろしくお願いいたします。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、今のところ料金統一がなされていないのでできないということですが、そうしますと料金を統一すればできるということになります。その点では料金を統一して上下水道の徴収を海部南部水道に行っていただけるようになるのはいつなのか、その点はどのような計画になっていますでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

まことに申しわけございません。先ほども申し上げましたように、各管理組合をお願いしてございますので、各管理組合さんの意見がそろわない限りちょっと不可能と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第18号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第18号：愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第19号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第19号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第20号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第20号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。再開は2時35分から再開いたします。よろしくお  
願いします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第21号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議
題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、都市計画費について
質問させていただきます。

勝幡駅前広場詳細設計委託料については、詳細設計はすべて終了したとの理解でよいのか。
また、今後の計画について簡単に示していただきたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、榎本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

勝幡駅前の詳細設計については、今年度終了ということで御理解いただいて結構かと思いま
す。

また、今後の関係でございますけれども、事業につきましては、まちづくり交付金事業によ
りまして19、20、21年度、この3年間で海部津島土地開発公社から土地を買い戻した後に、24、
25の2年間で工事が実施できればというような予定をいたしておりますので、よろしくお願い
をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、一般会計補正予算（第5号）について、4款衛生費の項目の中で、委託料で個別
予防接種委託料及びがん検診委託料が大幅な減額となっています、それぞれ2,500万と1,800と

いう形で。当然受診者数が昨年と違って大きく減ったということでしょうけれども、その数と、それから減った要因、健診等も変わっていますので、そうした要因について説明をお願いします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず、予防接種の関係でございますが、こちらにつきましては、日本脳炎の予防接種の新しいワクチンの認可が20年度にされる予定でございましたが、認可がされなかったため予防接種の再開は見送りをいたしました。それにつきまして、対象者が2,300人に対しまして170人の接種ということにとどまったため1,672万5,000円の減額、また麻疹・風疹につきましては、接種見込みが85から90%ということで、これも2,185人となりまして、合計で665人が減りまして827万6,000円ということで、合計2,500万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、がん検診につきましては、20年度から基本健診が特定健診となりまして、受診者数が減少したことに伴いまして1,800万の減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○10番（真野和久君）

がん検診の方についてですけれども、がん検診の受診に関して、検診の参加に関しては、平成20年度からは特定健診になるということで、保険者ごとの基本健診が特定健診になっていく形になりましたので、その点での減少というのは予想されるところもあったんではないかと思うんですけれども、当然がん検診と特定健診そのものは大きく性格が異なりますので、その点でがん検診、多分独自にPRとかされたと思いますけれども、今回大幅に減ったということは、一方では特定健診の受診者が十分に受けられていない可能性も出てくるわけで、そうした点でもやはりこのがん検診をしっかりと進めていくことは大事なわけですが、そうした点で現状でこれからどういうふうに進捗をしていくかについての考え方を教えてください。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

確かに真野議員おっしゃられるとおりでございますが、制度が変わりましてPR不足ということもございましたが、実際そのような格好で今年度につきましてはかなり受診していただける方が減っております。ですから、今後につきましては、このような内容等につきまして十分住民の方にお知らせ、周知ができるような、広報等を使いまして、またそういう機会をとらえまして受診をしていただけるような活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

では、平成20年度愛西市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

18ページの愛知県市長会海外行政調査研修費、減額150万円についてお伺いしたいと思います。

新聞等でも、この愛知県市長会の件は2度にわたって大きく報道されているわけなんですけ

れども、今回市長会のブラジルへの海外研修に市長は参加するおつもりだったということで、昨年の3月の予算の議案のときにもそう御説明をされました。今回役員でなくなったので参加を取りやめたということで、減額補正がされております。市長は当時、この海外研修に行く予定だったわけですので、この海外研修に何らかの意義を感じて行くおつもりだったかと思います。こういった成果を求めて御参加するつもりだったのか、その点について1点お伺いをしたいと思います。

それから、22ページの総合斎苑の基本設計・実施設計等委託料、あと地質調査等の委託料ですけれども、大変大きな減額になっているわけですが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

2点お願いします。

○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをいたします。

御指摘いただきました内容は、予算計上の折にも説明をしたと思うんであります。ちょうど昨年度、市長会の役員を務めておりました。そうした中で、本年度は愛知県とのブラジル交流100周年、もちろんこの事業には知事さんも御出席されまして、向こうで交流のイベントなどもされたわけでありまして。そうしたことで、それにあわせて海外行政視察もブラジルへどうだということで市長会で決定をされて、そこに役員の立場で、市長会としても役員はできるだけ参加をというような申し合わせの中で計上させていただいたわけでありまして。海外国際交流、サクラメント交流事業などなど、ブラジルにも多くの愛知県の皆さんも出かけてみえまして、いろんなそうした歴史・文化、あるいは交流を深められたらいいなと思っていたところでありまして、今申し上げました、役員を外れましたので、他の役員さんにお任せしたということで今回の補正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは総合斎苑関係の補正の方を説明させていただきます。

今回の補正におきましては、総合斎苑の基本設計・実施設計の委託料、そして地質調査の委託料、それから物件調査の委託料といたしまして大きく3,591万7,000円の減額をお願いしているものでございますが、これにつきましては入札等の執行残ということでございますので、事業費の確定に伴う減額でございます。よろしくお願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

相当これは大きな金額なんですけれども、入札してこれだけの差が出たということは、何に原因があったというふうにお考えなのか、見積もり等の甘さがあったのか、それともほかの原因があったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

当初の算定におきましては、事業費約20億ということで算定をさせていただいておりますが、この算定の基礎につきましては、県の物価本によりまして内部で設計をした金額でございまして、実際に見積もりをとってやったらこのような金額で落ちたということでございますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

5ページ、繰越明許費、地方債の補正のところについて質問いたします。

総合斎苑事業は当初予算で5億8,298万8,000円ということで3,591万7,000円今回減額がされて、そして繰越明許が5億4,225万ということですので、残は682万1,000円ですかね、実際に20年度に執行した予算の明細は幾らになるのか。

それから、地方債の減額について、これは合併特例債だと思いますが、申請に対して事業費を幾らにして申請をされたのか、これはまた減額の申請をするということになるんでしょうか、その際の金額については幾らになっているのか。

そして、22ページでは入札執行残ということですが、土地買収費だけ繰越明許費としなければならない、全体の手続からいうと、あえて今回繰越明許費として上げるということはしなくてもいいように思うんですが、なぜ繰越明許費としたのか。市長選もあることですし、建設費等については今年度予算で上がっていないわけですから、この土地買収費についても繰越明許費とせず最終補正で減額とするという賢明な判断はできなかったのかどうか、改めてお尋ねをしたいと思います。

それから18ページ、今、吉川議員からも質問がありましたけれども、そもそも海外視察についての必要性については、一般論として海外の見聞を広めるだとか、交流を深めるということではだめじゃないかと、そういう一般的な海外視察はやめようじゃないかというのが多くのところで議論をされていると思うんですね。やはり必要性についても、個別にお金をかけて行くわけですから、明確にされる必要があると思いますが、市長は単なる役員だということだけで考えてみえて、もし役員でなかったらもともとそんなことは考えていない、意義はないものと考えていたのか。意義があるものであれば、別に次の役員さんにかかりますということではなくて、行くという判断になるんじゃないかなと思うんですが、その点、このケースの海外視察の参加の意義について、一般論でなく市長はどのように考えてみえたのか説明いただきたいと思います。

それから、28ページの石綿管更新工事がどのような理由でふえたのか、御説明をいただきたいと思います。

○市長（八木忠男君）

それでは、私から先に答弁させていただきます。

今、吉川議員にも申し上げました。市長にならせていただいて、ずうっと視察は計画がされている内容でありまして、いずれも参加はしてきておりませんし、予算も計上してきておりません。今回、先ほど申し上げました市長会の役員という立場で、しかもこうした100周年事業という関連の中で提案をさせていただいて予算を組ませていただいたわけでありまして、是々非々あると思うんでありますけれども、今、全国議長会、そして市長会の判断のもとでこの視

察研修は進められているわけでありまして、今まで過去３年間参加しなかったということは私
なりの判断で、今、愛西市長の立場でそうしたことは遠慮させていただいた方がいいというこ
とで考えてまいったところでありまして、今回のこの補正につきましては、先ほど申し上げま
したとおりであります。

○企画部長（石原 光君）

私の方から地方債の関係も含めてお答えをしたいと思います。

今回、先ほど御発言がございましたように、繰越明許の設定をお願いしております。その中
で繰越明許の事業費が５億４,０２５万円、これが斎場建設費の総事業費でございます。これを一
応繰越明許の手続をとらせていただいて翌年度へ繰り越しをするということで、今回議案の方
に提案をしております。それで、事業の執行等の明細はというお話でございますけれども、ま
た細かい部分は担当部長の方からお話があると思いますが、基本的に、先ほど減額の関係もご
ざいましたけれども、今回、２０年度に予算計上いたしております斎場に係る詳細設計、あるい
は委託料、工事請負費、それから用地買収、当然当初予算に計上した事業費についてはほとん
ど一応年度内に完成はしないということで２１年度に繰り越しをするという手続で今回お願いして
おるというふうに理解をしております。

それで地方債の関係につきましては、一応当初予算の段階で計上した合併特例債の借入予定
額につきましては、５億８２０万円というものを当初予算で計上しておりました。ところが、先
ほどの減額補正とか執行ができないという状況の中で、最終的に事業費を再度見直しまして、
今回５億４,０２５万という事業費を翌年度へ繰り越すと。それに対し、合併特例債の９５％の充
当率を掛けるということになりますので、特例債の関係につきましては４億８,４２０万円という
ものが次年度へ繰り越されるという内容でございます。当然合併特例債につきましては２０年度の
事業ということで同意もいただいておりますので、事業費を翌年度へ繰り越すということは財
源もそのまま繰り越されると。したがって、６月の定例会には当然繰り越し計算報告書に
きちっと財源内訳を記入し、また議会の方に報告をさせていただくということになっておりま
すので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、石綿管更新事業についての御質問でございますが、石綿管更新事業の布設がえの
費用につきましては、平成１７年９月７日付の覚書によりまして１００分の２５を愛西市が負担する
ことになっておりまして、今年度石綿管更新工事としまして、愛西市小津町・千引町・大野山
町地内の３地区の工事をそれぞれ施工しております。その工事内容につきまして、今回増加が
発生しましたので補正をお願いするものでございます。当初の工事費でございますが、２,０２
８万８,０００円を予定しておりましたが、最終的に３,０８３万７,８００円となりましたので、その差額分
として今回２６３万７,０００円の補正をお願いするものでございます。

○２１番（永井千年君）

地方債の申請の際の総事業費について、当初の金額と減額したあとの金額、ちょっともう一
度正確に言っていただけないでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

ごめんなさい。斎場の総事業費の関係ですか。当初予算に計上した斎場としての総事業費の関係ですか。いわゆる合併特例債となる起債対象事業費の関係ですね。

○21番（永井千年君）

一番基礎の大きい数字ね。

○企画部長（石原 光君）

ごめんなさい。一番当初予算に計上した総事業費について、ちょっと私手持ちに持っておりませんので。

合併特例債の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当初予算では5億820万円、これが当初予算に計上し、最初に申請した額です。今回変更等が生じまして、一応今回翌年度へ繰り越すべき特例債の財源につきましては4億8,420万円、そういう状況でございます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、当初の事業費につきまして説明をさせていただきます。

これにつきましては、基本設計・実施設計の委託料が9,000万、御存じのとおりでございます。それから、地質調査の委託料が650万、公共嘱託の登記の委託料が90万、物件調査の委託料が100万、総合斎苑の造成工事が5,500万、土地購入費が4億1,000万、それから転用決済金につきましては930万、物件補償費が800万、契約用の収入印紙が35万ということで、合計で5億8,105万でございます。ここから先ほど減額をさせていただきました不用額等を引きますと5億4,025万ということでございますので、よろしく申し上げます。執行につきましては設計の委託料と、それから地質調査の委託料と物件調査の委託料、これだけが執行済みでございますので、よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

合併特例債の5億8,105万円、基礎となるところの0.95と、計算すると当初の5億820万にならないんですが、申請のときの事業費を幾ら出しているのか、それをさっきから聞いているんです。だから予算上と一致しておれば一致しておるということですけど、一致していなければ一致していないということでちょっと説明をいただきたい。

○企画部長（石原 光君）

先ほど市民生活部長が申し上げたのは予算上の総事業費でありまして、実際その中から合併特例債の対象事業は対象事業ということで最終的に絞っておりますので、その申請事業費がちょっと今私のところにはありませんので、またそれは後ほど御報告させていただきます。

○議長（加賀 博君）

ここで経済建設部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

申しわけございません。榎本議員の御質問のときに、土地の買い戻しの関係で、3年は結構だったんですが、私、19、20、21と申し上げたんですが間違っておりますして、21、22、23で買い戻して、24、25で工事でしたので、大変申しわけございませんでした。おわびし、訂正をさ

させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第21号、一般会計補正予算の22ページのところですが、民間保育所運営費などの補助金の減額についての理由と、また来年度県が民間保育所への人件費の削減を打ち出しておりますが、その影響はどのようになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

民間保育所運営費の人件費の補助でございますが、決められた基準によりまして運営費との差額を補助するというものでございますが、近年の保育のニーズの多様化によりまして、こうしたざっくりとした補助金ではなくて、乳児保育を実施するですとか、延長保育を実施するですとか、そういった特別保育事業というふうに言っておるわけですが、そういった補助金に切りかえられてきておりまして、この補助金につきましても、平成15年の時点で16年度から20年度の5年間の経過措置ということで進められてきておりまして、21年度から廃止になるというようなことで進めてきた事業でございます。

そして、この事業の対象につきましては、私立の園が今10園あるわけですが、平成15年度に対象になったのは、そのうち五つの園しか対象になっていないというような、ちょっと変則的な補助金でございます。その5園につきましても、毎年基準に基づいて計算をして、対象になるかならんかということをやっていくわけですが、今回は5園のうち2園が対象から外れたということで減額補正をさせていただいたわけでございます。先ほども申し上げましたように、順番に特別保育事業の補助金というふうな形で、事業をやったところに補助をするというような形に切りかわってきておりますので、来年度以降、既にそういった補助金も受けてきておるわけでございますが、さらにそういった補助金を受けていただくように中身の検討をしていただくような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、こういう10園のうち5園しか対象になっていないということで、具体的には基準が今まであったと思うんですが、どのような基準でこの5園は対象になっていたのか、なぜ今回2園が対象外になったのか、その点をお聞かせ願いたいということと、今も部長からお話がありましたように、愛西市は14の保育所のうち10ヵ所が民間の保育所で、そういうことで頼っておりまして、民間保育所の役割は愛西市にとっても大変大きなものがあります。正規保育士よりも非常勤保育士を多く雇い、人件費を補うために安上がりの保育になるのではないかなというふうな危惧もしますが、そういった点で、市独自でそういった場合の補てんをする考えはないのか。また本当に長時間だとか特別保育をやれば、その部分が本当に今までの補助金のかわりになるのか、そういう補償があるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、この制度の仕組みでございますが、最低基準で定められた保育士の人数ですが、その方々の給料を、勤務年数ですとか年齢ですとか、短大卒とか大学卒とか、そういったことで市の給料に格付をいたしまして、その格付された給料と実際に毎月お支払いしております運営費の中に含まれております人件費と比較をいたしまして、差額があった場合に補助金が出るという制度になっておりまして、15年当時にそういった計算をしたときに五つの保育園しか対象にならなかったということで、その五つの保育園につきましても毎年そういうような計算をしまして、今回は三つしか対象にならなかったということでございます。

それで、民間の大切さは私どもも十分把握しておりまして、人件費ではございませんが、整備費の方で、この民間保育所運営費には整備費等も含まれておるわけでございますが、十分ではございませんが、市の方でもそういった補助の代替のようなことは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

26ページに都市計画マスタープラン策定委託料減額、それから勝幡駅前広場詳細設計委託料減額、緑の基本計画策定委託料の減額がありますが、当市マスタープランにつきましては、策定のためのアンケートが実施されたと思いますが、回収状況や内容はどうだったか紹介いただきたいと思います。

それから、パブリックコメントも行われたと思いますが、その結果はどうだったかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、マスタープランの公表の時期はいつなのかもお尋ねいたします。

それから、勝幡駅前広場ですが、榎本議員の質問もありましたが、基本設計について詳細設計を行われたわけでありましたが、基本設計から詳細設計を行った場合に、新たに盛り込まれたり、また変更されたような内容はあるのでしょうか、紹介いただきたいと思います。

それから、緑の基本計画については、公表の時期はいつになっていくのかという点についてお尋ねをいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方から、まず1点目の都市計画のマスタープランの関係でお答えをさせていただきます。

アンケートにつきましては、20歳以上の方を対象に3,000人ほど無作為で抽出をいたしまして1,150人、率にしますと38.3%になりますが、これで回収をさせていただきました。

また、パブリックコメントの関係につきましては、昨年12月15日から今年1月13日まで実施いたしましたけれども、意見を出された方はお見えになりませんでした。

それから、公表ということでございますけれども、この3月末が今期末になっております。できることであれば、とりあえず、まず3月24日、3月議会の最終日にあります全協の方で皆様方にお示しできたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、勝幡駅前広場の関係についての変更事項につきましては、後ほど担当課長の方からお答えをさせていただきますが、こちらの方も3月24日の全協に平面図的なものを皆様の方へお示しできたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、緑の基本計画につきましては、こちらの方も中間報告的なことで、これも先ほど申し上げた3月24日の全協にお出しができないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○都市計画課長（加藤清和君）

勝幡駅前広場の関係でございますが、勝幡駅前広場の旧佐織町時代の基本計画と今回の詳細設計の違いについては大きくは変更はありませんが、北側ロータリーの中の中島の利用の一部変更及び北側駐輪場の北のオープンスペースへ憩いの場としてあずまやをつくり、その中心にモニュメントの設置等について考えておるような状況でございます。以上です。

○24番（加藤敏彦君）

この三つについては、3月24日の最終日に資料が提供されるということで、よろしくお願いします。

それから、パブリックコメントについては、意見がなかったというのは非常に残念でありますし、やっぱりパブリックコメントの実施の仕方については問題があるのではないかというふうに思いますので、今後の課題としていただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第22号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第22号：平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第23号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第23号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第24号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第24号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

24号、後期高齢者医療特別会計補正予算について、2点ほどお尋ねいたします。

電算事務委託料が制度改正によりシステム改修が行われますが、具体的な内容と後期高齢者への影響はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

2点目ですが、後期高齢者医療制度が始まって1年を過ぎようとしておりますが、当面は減免制度により負担も少ない人もいますけれども、年数がたてばどんどん負担が大きくなります。滞納がふえて医療が受けられないという後期高齢者も出てくると考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず、第1点目の制度の改正の内容でございますが、保険料の軽減措置といたしまして、均等割7割軽減者のうち世帯の被保険者全員の所得がない場合9割軽減とすること、それから所得が58万円以下の場合に所得割を5割軽減すること、それから被用者保険の被扶養者であった方の均等割が9割軽減の延長ということでございます。そしてもう一つは、月の途中に後期高齢者医療制度に移行した場合の自己負担限度額の見直しということ、それから三つ目に同一世帯の70歳以上の高齢者を含めた現役並み所得判定の見直しということの3点でございます。

あと、制度が始まって1年ということでいろいろ御心配をおかけしておりますが、ただいま申し上げましたように、いろんな軽減措置とかできてきております。軽減の枠が広がってきているというふうに感じておりますので、このような制度でございますので、御理解をいただいております。

○26番（宮本和子君）

今、そういう点では滞納状況とか予想もされますけれども、実態はどのようなになっているのか。滞納で医療が受けられない、1年になりますので、それは来年度に、1年過ぎないと資格証明書とか短期保険証もできませんが、今の時点でそういう可能性があるのかどうか、そういう点はいかがでしょうか。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

滞納状況は確かに御心配でございますが、特別徴収につきましては、御存じのように100%の納付でございますが、普通徴収につきましては、やはり滞納者もあるということでございます。それで、御心配の短期証とか資格証につきましては、まだ今のところ聞いておりませんの



で、滞納等ふえてきてそのような状況になれば、そのような措置がされるというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第25号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第25号、介護保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

運動器機能向上事業委託料と、それから生活機能評価委託料の減額については、どのような理由があるのでしょうか。また、委託先は何カ所あって、利用状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

そして、せっかくの今直営の包括支援センターが行われておりますが、その姿がなかなか市民には見えてこないということがありますけれども、特定高齢者の生活機能評価のチェックで、すべての特定高齢者を把握して、必要な方が運動器機能向上事業に積極的に参加できるようになるには、高齢者が集まる老人会とか老人福祉センターなどに出かけてぜひ周知を徹底して行っていただきたいと思いますと思いますが、見解をお聞かせください。

○福祉部長（加賀和彦君）

生活機能評価につきましては、介護予防をかねてから取り組んでおるわけでございますが、65歳以上の人すべてを対象に行っておるわけですが、平成19年度までにつきましては、老人保健法に基づきまして基本健診と同時に実施をしておりましたが、昨年度の医療改革によりまして、介護保険法に基づき実施することになったわけでございます。そこで、減額の理由として大きく二つ上げられるわけですが、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者の方につきましては特定健診が実施されますが、その用紙等同時に送ることができました。しかしながら、その中でも後期高齢者の方で医療を受けてみえる方につきましては対象外となり、同時に受診をすることができなくなったということが一つ上げられます。

またもう1点につきましては、被用者保険の扶養の方の特定健診につきましては、各保険者ごとに実施することになりまして、生活機能評価だけ単独で送ることになったわけです。そうすることで、やはり受診率が低くなって減額補正をお願いせざるを得なくなったということでございます。

運動器機能向上事業につきましては、こういった生活機能評価に基づいて順番に運動器の機能向上事業につなげていくわけですが、もとの生活機能評価の受診が低下をいたしましたことによりまして、そちらの方の事業も実施者が減ってきたということでございます。今回そういうことで制度が変わりましていろいろ医師会とも協議をしながら進めてきておったわけですが、来年度につきましては、もう少しお互いにそういった制度にもなれてきてまして、スムーズにいけるのではないかなというふうに思っております。

それから委託先でございますが、運動器機能向上委託業者につきましては、愛西市、津島市、稲沢市も含めまして6事業者に委託をしております、そちらの方で運動機能の低下予防・向上を図る観点からストレッチだとか有酸素運動、そういったことを実施しております。

利用状況でございますが、特定高齢者の決定状況につきましては、平成19年度と20年度の比較でございますが、65歳以上の候補者につきましては、平成19年度は1万4,424人、それに対して平成20年度は1万2,820人、基本チェックリストを実施していただいた方については、平成19年度は5,341人、37%でございましたが、平成20年度は3,468人で27.1%に減ってきておるわけでございます。この中で特定高齢者の候補者となりましたのが、平成19年度は1,301人、平成20年度は807人でございます。その候補者の中から実際に特定高齢者に該当する方につきましては、平成19年度は328人、平成20年度は177人、率にいたしますと1.4%ということでございました。19年度は2.3%です。この方々が実際にそういったサービスを利用されたかということにつきましては、まず運動器の機能向上に平成19年度は21人でしたが、平成20年度は8人、栄養価の関係につきましては、平成19年度が3人で、今年度はありません。それから口腔機能の向上につきましては、19年度が12人で20年度が8人、閉じこもり・認知症・うつ予防が19年度が1人で、ことはゼロということで、合計37人が19年度でございましたが、20年度は16人という状況でございました、介護予防につきましては、重要な事業だということで私どもも認識しておりますので、なお一層努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

先ほども言いましたけれども、そういう点では随分制度が変わったということで、大きな変化が今回あったわけですね。介護予防ということでは、特定高齢者の方の把握や全員の把握というのがすごく大切なことで、それによって包括支援センターの役割も大きなものになるわけでございますので、ぜひもう少し高齢者が集まる老人会や、また先ほども言いましたけれど老人福祉センターなどへもっともっと積極的に出かけて、そういった生活機能評価のチェックの必要性なり運動器の機能向上の事業などの参加なんかの呼びかけとかということで、ぜひ積極的に今後もお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほども申し上げましたが、私どももこの事業の重要性は十分認識しておるつもりでございますので、なお一層いろんな機会をとらえてPRしていったり、来年度に向けていろいろ対策を考えていきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第26号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第26号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

11ページの雑入の管理組合維持管理費前年度剰余金の金額ですね、各管理組合ごとの。これはここで述べていただくと時間がかかりますので、明細を後ほど資料として提出していただきたいというふうに思います。

それで、この剰余金の額の変遷、どのように変わってきているのか。この剰余金が管理組合の収支に占める比率についてはどのような比率になっておるのか、高いところ低いところあるかと思いますが、資料がお手元にあればぜひ説明をいただきたいと思います。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

それでは、説明させていただきます。

簡単に言いますと、立田地区でございますが、剰余金の額でございます。単年度収支だけを会計で見ますと、剰余金の前年度分の精算を引かない数字で見ますと、赤字の区域が二地区、二つ管理組合等がございます。

なお、剰余金につきましては、立田区域で見ますと補助金等が出ておりますので、最初の3年間につきましてはある程度余裕がございます。それに単年度を翌年度に当然剰余金として積み上げていきますので、それが組合の運営経費という形になってございます。ただ、これが徐々に5年、6年たてば当然修繕等いろいろな面、汚泥の抜き取り等ございますので、そういったものの経費でかさんで、最終的には採算がとんとん、もしくは若干のプラスという形でございます。それにおきましては、当然使用料等の各地区の管理組合の料金設定がしてあるところでございますが、そういった関係に加味をして一応試算してございますが、機械等の修繕等につきましても若干の経費しか組んでございませぬので、それが大規模に壊れた場合とか、小さなものでも多く重なれば運営的には難しくなると考えております。

○21番（永井千年君）

パーセントを示してほしいと言ったんだけど、今。業益の占めるパーセントね、収支における。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

剰余金の占めるパーセンテージですけど、それは管理組合によって繰越金等の割りぐあいによって大きく組むところ、小さく組むところがございますので、ちょっと今手持ちに数字は持っていないので、後ほど提示したいと思います。

○21番（永井千年君）

お願いします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第27号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・議案第27号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第28号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算について、他会計出資金の263万7,000円の内容について詳しく説明していただきたいと思います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

先ほど永井議員にもお答えをさせていただきましたが、同一の内容になりますが、再度御説明をさせていただきます。

石綿管更新事業につきましては、布設がえの費用について100分の25を愛西市が負担することになってございます。それで、先ほども申し上げましたが、今年度石綿管更新事業として小津町、千引町、大野山町の3地区でそれぞれ工事を実施してございます。それぞれの延長でございますが、小津町につきましてはφ40から300ミリで工事延長が545.5メートルの布設工事につきまして、石綿管の撤去につきましては571メートルとなっております。この関係で延長より撤去管の延長が長いのは、口径の違います石綿管が2本埋設されていたためでございます。

次に千引町でございますが、φ50から100ミリにつきまして工事延長250.5メートルの布設工事を実施してございます。石綿管の撤去につきましては、φ100ミリが231メートルでございます。

次に大野山町でございます。φ50ミリで工事延長102メートルの布設工事を実施してございまして、石綿管の撤去はφ50ミリが72メートルでございました。以上でございます。

○6番（榎本雅夫君）

なぜ一般会計の出資金なのか伺います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

これにつきましては、平成17年9月7日の覚書によりまして、100分の25につきましては愛西市が負担することになっておりまして、出資金としてお願いしているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間ほど休憩をとらせていただきます。再開は3時40分再開といたします。お願いします。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第29号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算ついてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算について、2項目ですね。

一つは社会福祉課、概要書の25ページなんですけど、生活保護費について。現在、生活保護費の不正受給が問題となっておりますけれども、生活保護費支給に当たっての事務費は幾ら見込んでいるのか、また不正受給とならないような啓発に幾ら予算を見込んでいるのか、2点伺います。

もう1項目、児童福祉課ですけれども、概要書31ページなんですけれども、児童福祉費の中で委託料、ファミリー・サポート・センターの事業委託料ですけれども、予算の勉強会でもあ

りましたけれども、通告してありますので聞きます。

前年より多くの予算となっておりますけれども、その要因と現状の事業内容、利用状況をお示してください。また、近隣の市町村でも同事業が展開されておりますけれども、近隣との比較、事業内容、予算等がわかればお伺いをいたします。以上でございます。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、生活保護費の支給に関する事務費でございますが、生活保護の事務を担当しておりますのは4人が担当しておるわけございまして、まず4人分の人件費でございます。それといろいろ事務を進めていく上において、消耗品、郵送料、いろいろな経費がかかるわけでございますが、そういった予算が257万5,000円計上しておりますので、両方足した額が事務費となります。

それから、不正受給の啓発の費用でございますが、特に予算化をしているということはございませんが、不正受給の防止につきましては、不正受給には収入を少なく申告したりとか、働いていても働いていないというような形で不正受給が先日も新聞等に掲載されておりましたが、毎月収入申告等の提出を求めているわけでございますが、もし不審な点があるということであると、私どもは事業所の方にも確認をいたしまして、そういうことの防止に努めているところでございますし、定期的に家庭訪問等いたしまして、それぞれの家庭の状況把握に努めているところでございます。

それから、ファミリー・サポート・センターの関係でございますが、病児・病後児の預かり等実施をしたいということで、その分の増額になっております。

それから、近隣の利用状況等でございますが、まず愛西市の場合は、21年の1月末でございますが、提供会員が53名、両方の会員が26名、依頼会員が74名、合計153名でございます。預かり等の件数につきましては、305件という状況でございます。

近隣の状況でございますが、稲沢さんの場合は、提供会員が76名、両方会員が86名、依頼会員が349名、合計で511名でございます。平成20年の預かりの件数は、1,645件でございます。津島市さんにつきましては、提供会員が89名、両方会員が91名、依頼会員が552名、合計732名でございます。平成20年度の預かりの件数は1,320件でございます。蟹江町の状況でございますが、提供会員53名、両方会員13名、依頼会員98名、合計164名で、平成20年の預かりにつきましては379件ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算について、妊婦・乳児健康審査委託料についてお伺いをいたします。

先般、国の出産・子育て支援策として、この妊婦健診も公費負担で14回に拡大をされました。これを受けて14回分を公費負担する自治体が増加しているということで、本市もごくごく近い将来実施されるものと予測と期待をしているところですが、21年度予算案の妊婦健診について

3点ほどお伺いをいたします。

1点目に、増額の理由でございます。提案説明で、現行の5回から7回の公費負担ということでございますが、2回ふえた理由をお伺いいたします。

2点目に、予算ベースで何人分を増額されたのか。

3点目に、現在健診継続中の方で、例えば本年3月が6回目の受診で、4月が7回目の受診の方の本人負担はどのようになるのか、お伺いいたします。

また、無料券の配付と案内通知はどのようにして行われるのか、お伺いいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

妊婦健診、21年度につきましては7回ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては、19年・20年度5回で行ってございましたが、県の平均が7.2回ということで、そんな中から21年度につきましては7回ということで予算計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして人数の関係でございますが、こちらにつきましては単価は同じで、対象人数も500人ということで算出はさせていただいておりますが、健診回数が2回増になったということで598万円の増額を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして新年度、21年度の関係でございますが、こちらにつきましては、出産予定が4月1日の妊婦さんにつきましては、新たに6回以降の受診券を発行することになると思います。受診券の配付方法につきましては、4月1日以降の出産予定者について6回以降の受診券を直接送付させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

本人負担につきましては、今言いましたように、2回分増額ということで、あとの分につきましてはあれですが、ですから先ほど申し上げましたように、4月以降の予定の方につきましては、新たに6回・7回の2回分を送付させていただきます、受診券の方を。ということでございますので、公費負担ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○14番（小沢照子君）

本年3月に6回目の方は本人負担で、4月は公費負担になりませんか。

それから、1点目の現行5回が7回、この21年の当初予算は骨格ということを再三お聞きしております。新規に2回が加わったわけですが、その理由がわかりません。

それから、今の2点目が今申し上げました3月受診と4月、これは回数によって本人負担と公費負担になってくると思います。

それから、3点目です。4月に入りまして、通知をどのようにするかというお答えが明確でないんですけれども、例えばこの予算が採択されまして4月1日から実施となります。わずかな期間で案内文、通知を該当者に発送されると思いますが、4月の例えば1日か2日、上旬に受診をされますと、恐らく無料券がまだ届いていないと思います。そういう場合に自己負担で受診料をお支払いになると思いますけれども、そのときは本人にどのようにして自己負担として支払ったお金を戻されるのでしょうか。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず第1点目、一つ目でございますが、7回とした理由でございますが、これにつきましてはいろいろと御指摘をいただいております、県下の状況の平均が7.2回ということでございましたので、骨格ではございますが、7回ということで計上させていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

続きまして、4月1日以降の方につきましては、継続で健診をされてみえる方につきましても、4月1日以降に6回目以降の受診券につきましては2回分直接本人さんの方へ送らせていただくということでございますので、4月1日以降、6回目、7回目の健診につきましては、公費で健診が受けていただけるというふうに思っております。

それで、実際に受診券が届かない前に受けられた方につきましては、償還ということで、申し出していただいた中で市の方で負担をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、2点お願いします。

まず最初に災害対策総務費の中で、委託料で洪水ハザードマップの作成委託料ということで計上されておりますが、市内の河川、地域など、どの地域、河川についてのハザードなのか、どのあたりまでやるのかについて具体的に説明をお願いします。

それと同時に、これは多分印刷して全戸に配布するということにはなるとは思うんですけども、配布しただけでは張っておしまいという形にもなりかねませんので、こうしたものをもとに、例えば自主防災会等での避難訓練等に活用していくということの考え方はないのかどうかについてお尋ねします。

○総務部長（水谷洋治君）

ハザードマップの関係でございますけれど、これにつきましては、河川別に申し上げます。木曽川、長良川、日光川、それで今回新たに領内川につきまして地図をつくるということでございます。それで、この活用方法でございますけれども、活用方法につきましては、今議員が申されたように、市内の全家庭には配りまして、要は防災意識の向上を求めているわけでございます、そのほかにも近隣の市町村はもとより関係機関、また自主防災とか防災講演会等についても、このような資料を活用していきたいと現在のところは考えておるところでございます。

○10番（真野和久君）

すみません、もう1点目が抜けていました。

生活保護総務費についてですけれども、扶助費で、生活保護費の支給に関しては、この間特に昨年末以降の非正規切りという中で、支給要件に関しても相談をして即支給決定とか、あるいは住所等が定まらなくても、住所を定めることも含めて対応していくというような形で、や

はり市民の皆様の中でも大変な方々に対して積極的に行政側が関与をしていくというようなことがさまざまなところで行われてきているわけでありますけれども、そうしたところで愛西市としてこの点、市としてはどういう形では対応していくかについてお願いをします。1回目で、抜けていましたんで。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、すぐに支給できないかということですが、昨年末、東京日比谷公園における年越し派遣村の関係で迅速に支給されたということがいろいろテレビで報道されておったわけですが、近々の国等の会議におきまして、そうした派遣村における対応につきましては、あくまでも例外であるということを言っております。そうした派遣労働者などからの申請につきましては、通常の手順に従い、必要な審査を行った上で法的期間内に適切に措置してほしいというような会議等での連絡も入っておりますので、私どももそういった通知に従ってやっていきたいというふうに思っております。

それから、ホームレス等の対応でございますが、こちらの方もそうしたホームレスに対する保護の適用についてということで通知がありまして、あくまでも法の原則に従い、資産、能力、その他の諸施策等あらゆるものを活用してというようなことでありますので、そういった方針を受けて私どもとしても適切に対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

じゃあハザードマップの方からですが、木曽川、長良川、日光川、領内川についてということで、先ほどの答弁の中では、自主防災会等にも配って活用していきたいということでありますけれども、具体的にどういうふうに活用するかに関しては、市として今回防災課ができますので、活用の具体化というのはやはり市の方が考えていかないとなかなか難しい面もあると思いますので、その点でぜひとも考えて検討をお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

それと同時に、生活保護費の方ですけれども、国の方からは法に基づいてというふうに言われています。現状の問題として、愛西市として現在そういったことがあったかどうかということと同時に、今後そうした喫緊の相談があった場合もやはり国に基づいてやるのでしょうか。やはりその点は一定考慮をするようなことはないのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

ホームレスの関係につきましては、現実には橋の下にいる人が、通報がありまして、調査に行ったことがあります。その人はここで頑張っておるでいいというようなお話で、まだ今申請には至っておりませんが、そういう状況がありました。

それから、国に基づいてということでございますが、先ほど言いましたことと同時に、生活保護の申請権を侵害することのないようにというようなことも言われておりますので、私どもとしては、申請の意思のある人に申請書を渡さなかったりとか、そういったことのないように面接等では十分配慮して、そういう意思のある方には申請書を渡すというような形で今でも進めてきておりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

今、議員から具体化の関係についてというようなこともございました。といいますのは、今回このマップにつきましては、河川ごとに表示をするということでございます。そういう中で、具体化についてどのようにという中におきましては、もう既に管内の中でもおつくりになってみえる地域もございますので、そういうような自治体との関係も教えていただきながら4月以降対応してまいりたいと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

8項目ほどお聞きしたいと思います。

概要書の6ページ、コピー用紙についてお伺いしたいと思います。

今、オンブズマン等がコピー用紙の値段が大変格差が大きいということで、いろんな調査をされている事例をお聞きしておりますけれども、愛西市ではこのコピー用紙をどのような方法で購入し、業者選定しているのか、それをお伺いしたいと思います。

それから2点目、概要書の10ページ、庁舎検討委員会の報酬についてですけれども、現在までの決定事項、それからいつまでにどこまでの結論を出すかということについてスケジュール的なことをお伺いしたいと思います。

それから、概要書の15ページの監査委員報酬についてです。

健全化法において監査委員の果たす役割が大きくなったということについては何度も議会でも発言させていただいております。地方制度調査会では議員選出の監査委員の選出をなくするといった答申も出ているわけですが、こういった背景の中、有識者としての監査委員の資格について、今市側の方で何らかの検討をしているのか、どんな考えをお持ちなのかについてお伺いをしたいと思います。

それから予算書の65ページ、市町村軽自動車税取扱経費、それから所得税確定申告書発送用封筒作成費についてお伺いしたいと思います。

これは12月から市長会のことを何度も取り上げさせていただいておるんですが、市長会のことを調べていけばいくほど、いろんな疑問にぶつかるわけです。この軽自動車の取扱経費、それからあと封筒の印刷が市長会に委託がされているようなんですけれども、なぜこういった市長会の目的にないような業務が市長会に委託がされているのか、この中で市長会がどんな役割を果たしているのか、どんな仕事をしているのかお伺いをしたいと思います。

それから款2の総務費、総務管理費、一般管理費の報酬審議会委員報酬についてお聞きしたいと思います。

特別職の期末手当の妥当性について少しお伺いをしたいと思います。

愛西市において特別職の期末手当は、愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で定められております。一般職員は期末手当というのは3ヵ月支給ですが、特別職においては3.35ヵ月支給され、基準額においても一般職に比べて45%増しの金額となつて

おります。この件につきまして、地方自治法の204条第2項が定める諸手当のうちの管理職手当に該当するというふうに考えられているわけなんですけれども、最高裁の昭和50年の10月2日の判決、それから昭和49年の東京高裁の判決の中で適切ではないということで見直ししている自治体もあると聞いております。この問題については議員の期末手当についても同様の扱いがされて、市長の判断で同様の待遇がされているわけなんですけれども、愛西市において期末手当が適正であるか協議がされたことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、同じく総務費、総務管理費、一般管理費の退職手当組合についてお伺いをしたいと思います。

退職手当組合の運営についてお伺いいたしますけれども、やはり組合に依頼をしておりますと、そこの中の財政状況というのがなかなか見えないわけですが、仮に現在職員が全員退職とするとした場合、その財源が今その組合にはきちっとあるのか、将来にわたって職員の退職金が大丈夫と言える状況なのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それからあと特別職については、4年ごとに退職金を受け取られるわけなんですけれども、愛西市の場合、退職手当組合に加入して職員や市長さんたちに退職金が支払われるわけなんですけれども、外部の団体ですので一般会計にも上がってきません。ですから、市民にこういった特別職の退職金についての情報というのが公開されていないわけなんですけれども、愛西市の場合、特別職の方にこの退職金が今回幾ら支払われるのかお伺いをしたいと思います。

それからあと民生費、概要書の17ページです。

障害者地域自立支援協議会委員の報酬についてお伺いいたします。

こういった協議会には、障害者本人が参加する事例も随分出てきていると思います。私は家族の気持ち、保護者の気持ちと本人の気持ちには多少ずれがあるというケースが多いと思いますけれども、こういった委員会に障害者本人が参加されているのか。また参加されていないならば、今後こういったことも考えていく考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

それから概要書の20ページ、社会福祉協議会補助金についてお伺いをいたします。

行革の一環として補助金の見直しがされているわけなんですけれども、現物補助についての評価はどうなっているのかということを常々疑問に思っているわけなんですけれども、社会福祉協議会については建物が無償提供など物的補助がされているわけです。それについて金額に換算するとどれぐらいの金額になるのか、そして物的支援をしている団体がほかにもあるのか、金額に換算するとどうなるのか、そういったことの評価もされているのかどうかについてもお伺いをしたいと思います。

それから概要書の32ページ、先ほども民間保育所の運営についての補助金のカットのお話がありました。私の方にもいろんな声が届いております、パートが随分ふえている、途中で保育士の先生がかわるもんですから、子供が名前を覚え切れないと。2時か3時ぐらいになると先生がかわっちゃったりして、子供が保育士の名前が覚え切れないなど、そんな声もいただいているわけなんですけれども、パートがふえることによってどんな影響が出ているかということ、市の方はどうとらえているのかお伺いをしたいと思います。

最後に、概要書の35ページの子ども医療扶助費についてお伺いいたします。

これは医療費の無料化が小学校3年生まで拡大されたわけなんですけれども、子供が医者にかかる件数の推移、そしてあと1年生から3年生までが通院に関して補助がふえたわけなんですけれども、その部分についての市の負担額について幾らぐらいかかっているのかお聞きしたいと思います。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に私の方からは、コピーの関係について御答弁させていただきます。

コピーにつきましては、20年度行いましたことについて御報告をさせていただきます。

用紙につきましては、私ども愛西市で年間使用いたしますコピー枚数を想定いたしまして、紙の大きさ、また再生率、厚み等を仕様書にあらわしまして、1枚当たり幾らというような形で単価見積もりをとりまして進めておるわけでございます。それで業者につきましては、愛西市になりまして取引のある文房具屋さんを対象に見積もりをとりまして、種類別には紙としては5種類とおるわけでございますけれども、その中で合計して安いところということで業者を決めさせていただいております。

それから、庁舎検討委員会は後ほどさせていただきます、監査委員さんの考え方について御報告をいたします。

監査委員さんにつきましては、地方自治法の196条におきまして、地方公共団体の首長が議会の同意を得てということになっております。そういうような中で、その中で「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政に関し優れた識見を有する者」ということでこれを制定するということになっておりまして、このような方を私どもお願いして今日までお務めいただいております。

次に、軽自動車税の関係でございますけれども、市長会でお願いをしておるわけでございますが、これにつきましては、課税資料の収集業務が行われておりまして、課税資料としていただいております。具体的に申しますと、軽自動車税の申告書の点検、確認、受付、振り分け及び自治体からの照会に係る調査、回答等の業務でございます。

次に、所得税の確定申告書の発送用の封筒の作成でございますけれども、これにつきましては、同様に、要は経費節減ということで、各市が相互の連携を深めて、市政の円滑な運営を資するために経費節減に努めておるわけでございまして、これにつきましては、国税局から依頼を受けて市長会が県内の市の分を取りまとめることによって経費を安くするというようなことで、東海市長会が印刷業者に直接やっておるわけでございます。

それから、特別職の期末手当の関係でございますけれども、これにつきましては、基礎となります報酬月額とか給料月額につきましては、合併のときの海部西部4町村の合併協議会におまして報酬審議会で審議されまして、その後17年4月1日の市制施行とともにこれを条例化しております。当然これにつきましては、議員の皆様の全員賛成をもって今日まで議決がされ運用されているわけでございます。そういうような形の中で、条例に基づいての支給でございます。私どもとしては、今議員が申されましたように、判例等の関係はありますけれども、今

現在はこの条例に沿って進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから次に、市町村の退職手当組合の関係でございますけれど、運営状況等についてのお尋ねでございますが、愛西市の職員が仮に、こんなことはないと思いますけど、一度に退職したらどうだというようなことで、これの試算につきましては、退職手当組合の方に試算をいただきました。それで、愛西市の職員が一度にやめると、46億1,000万円ほどになるそうでございます。それで、現在の退職手当組合の基金というのは446億円ほどお持ちのようでございます。これについてはこのような形で今としてはあるわけでございます。

それから特別職さんについては、退職金の関係でございますけれど、1期ごとに幾らでかというようなお話でございますが、これにつきましては、退職手当組合の条例の第6条の中に手当の額を定めております。まず市長におきましては、給料月額×100分の45×在職期間というように数字を当てはめていただければ額も出てくると思います。

なお、副市長につきましては、給料月額の100分の22×在職期間ということで教育長も同様でございます。

私の方からは以上だと思います。よろしくお願いします。

○企画部長（石原 光君）

それでは私の方からは、庁舎の検討委員会の関係について2点御質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、現在までの決定事項は何かという御質問でございますが、昨年6月から今日、今月まで8回、検討委員さんに鋭意検討していただいております。そんな中で、第7回の検討委員会におきまして、おおむね意見の集約がされました。これは4月の広報にも掲載をする予定でございますけれども、庁舎については統合するという方向で委員会の中で確認がされております。

それから、どこまで結論を出すのかという御質問でございますが、具体的な期日は設定はされておられません。ただ、最初に検討委員会を立ち上げた段階で、20年度、21年度、2ヵ年のスケジュール的なもので委員さんの方へお示しをさせていただいております。それで、当然ながらこの21年度中には統合庁舎の基本的な方針を出していただくということで、今後検討をしていただくというふうに考えております。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、障害者自立支援協議会の関係についてお答えをさせていただきます。

この組織につきましては3層構造になっておりまして、ここで報酬として上げております全体会がございまして、その下部組織として三つの部会を設けております。就労相談支援部会、地域生活支援部会、発達支援部会の三つの部会を設けております。そして、それぞれの部会の中でそれぞれ抱えた人たちの個別支援会議というのを持っておるわけでございます。全体会につきましては、確かに障害者本人の参加はありませんが、障害者団体の代表の方、心身障害児者の代表の方、それから養護学校の先生、それから特別支援学級の先生、それから虹の里八開の方、保健所、公共職業安定所、そういった障害者にかかわる人たちに集まっております。

て、関係機関の連携の問題、地域内の社会資源の開発、啓発等の問題、困難事例のあり方ということはこちらの方で協議をしていただきますが、個別の支援につきましては、先ほど言いました部会の中の個別支援の会議の中で対応させていただきますので、そちらには必要に応じて障害者の方も参加してということもあろうかと思しますので、よろしくお願いをいたします。

それから社会福祉協議会の補助金で、建物を物的支援しているけれども、金額に換算するとどうかということでございますが、これは私ども金額に換算したことはございませんので、申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

その他の団体としましては、物的支援をしているところにつきましては、シルバー人材センターが社会福祉会館の一角を事務室として使っておりますし、きょうも条例等をお願いしております佐織総合福祉センターの中にもございます。それから立田の社会福祉会館の中にもシルバーの立田の支所がございます。

それからあと、私ども児童クラブの運営費補助金を出しておるわけでございますが、こちらにつきましては、上限はありますが、家賃の補助をしております。

それから委託事業になりますが、ファミリー・サポート・センターにつきましても家賃の補助をいたしております。

それから、民間保育所運営費補助金の関係で、パートさんがふえているという御指摘でございますが、女性の方も多様な働き方を求められておられますし、園側の経営の状況等もございまして、そういう関係でパートがふえているということもあろうかと思します。しかし、いずれにいたしましても、常勤であろうと、パートさんであろうと、やはり保育を担っていただくことには変わりありませんので、十分職責を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして子供医療扶助費の関係でございますが、こちらにつきましては、まず人数でございますが、平成20年はございませんので、19年の数字で申しわけございませんが、平成19年、延べ人数におきまして7万6,327人、このうち県費補助分、入学前までと、それから中学校3年生までの入院でございますが4万3,704人、単独分といたしまして、1年生から3年生までですが3万2,623人ということで、平均の単価でございますが、就学前の通院につきましては4万2,000円ほど、小学校1年から小学校3年生までの通院につきましては4万3,000円ほど、それから小学校1年生から中学校3年生の入院につきましては約3,000円ということでやらせていただいております。影響額につきましては、今言いました単独分が影響してくると思しますので、約9,890万という試算をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

では、ちょっと再質問をさせていただきます。

庁舎の件につきましては、一般質問の中でも少し触れさせていただきますので、またそのときに質問をさせていただきます。

それから、市町村の軽自動車の取り扱いについてなんですけれども、具体的に市長会が一般

の事務作業のときにどうかかわっているのか。この間窓口に行ったときには、直接軽自動車協会の方から書類等が市の方に届いているもんですから、どんな役割を果たしているのか、今の説明ではちょっとわかりにくいので、その点についてわかればお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、この軽自動車税の取り扱いに関しては、市だけではなく、市町村全部が市長会でやっているわけで、そういった部分についてもなかなか理解がしがたいというふうに思っておりますので、ちょっとその内容についてお伺いをしたいと思います。

それからあと特別職、議員についてもなんですけれども、特別職の期末手当についてですけれども、これにつきましては、実際に裁判の判例の中にそういったものが出てきておりますので、条例で決まっているからという問題ではないかなというふうに思います。その辺再度こういった中で御検討いただく余地があるのかということと、それからやはり市民の皆さんの生活が大変厳しい状況になってきているわけで、これが市民の皆さんに理解がいただけるような給与体系なのかということもやはり十分議論をいただかなければいけないと思います。その点について、そういったことを検討いただけるかについて御答弁をいただきたいと思います。

それから次に、退職金の手当組合の関係です。

先ほど愛西市の職員が全員退職したらという想定でしたけれども、ここが健全なのかどうかということが私はとても心配なんですね。今回市長会のことばかり言って申しわけないですけれども、そういった外部の団体に頼っているとき、そういった機関をどこがチェックしているのかということをとて私は今回疑問に感じました。これは職員の皆さんの退職金の問題ですし、ここがうまくいかなければ、また市の一般会計何なりに大きな影響を与えることですので、やはりそういった外部に委託している団体が健全かどうか、そういったところをきちっと見きわめる部署というのが必要ではないかなというふうに感じております。その辺について検討いただけるかどうか御答弁いただきたいと思います。

それからあと、特別職の4年ごとの退職金の件ですけれども、先ほど申し上げましたように、市の会計の中で行われていないので、情報公開という部分で大変欠けていると思います。多分金額にすると、ばばっと計算しただけなのでちょっと間違っているかもしれないですけれども、1,700万から2,000万という金額が4年の在職によって支払われるわけです。これは多分市民の方のサラリーマンの一生分の退職金じゃないかというふうに思います。こういった財政難の時代にそういったことがいつまでも許されるのかなと、こういった制度がいつまでも残っているのかなということを感じております。この第三者の諮問機関が、こういった退職手当組合の中でどうなっているのか。また市長におかれましては、こういった退職金について問題提起をするつもりがあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、障害者の地域自立支援協議会についてですが、これは私からのお願いですけれども、他の自治体の方にお伺いして、障害者の方とともに議論する場というのがほかの市は多いです。のぞみ作業所とかそういったところに私たちが出向くことはあるんですけれども、愛西市においては障害者の方が一般の会議とか一般の企画に参加されるということが本当に少

ないなということをほかの自治体に行って痛切に感じています。そういった面で、言葉が不自由でもそういった会議に出られて堂々と意見を述べていられる方々を見て、やはりそういったまちに、みんなが本当に話し合いができるまちになるといいなと思いますので、ぜひ一步を踏み出していただきたいなというふうに思います。

それからあと、物的支援についてのお話です。

行革においてやはりそういったものもきちっと評価をしていかないと、社会福祉協議会については金銭も相当たくさん行っているわけで、やはり市民に見える形で提示をしていくということが必要ではないかというふうに思いますので、こういったものもきちっと評価していくつもりがあるかについてお伺いをしたいと思います。

それからあと、保育所のパートの件についてです。

確かにパートも同じように働ければそれにこしたことはないと思いますが、やはり公立の保育園でもパートの方がふえていると思います。大体園の方は、やはり責任ある仕事は常勤の方にお任せするしか仕方がないんです。パートというのは、やはり時間がある程度自由になるからパートで働くわけですので、そういった部分で常勤の方に大変リスクというものが行っているなということを感じておりますので、これは要望ですけれども、市としてきちっと状況を把握していただきたいなというふうに思っております。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に車の関係でございますけれど、具体的になぜ委託というようなことでございますけれど、事務の煩雑化に対応するためとか、事務の効率化を図るとか、事務上の効率化を図るという観点から、要は負担の軽減を図る観点から各自治体がお願いをしているものでございますので、御理解がいただきたいと存じます。

それから、順番がちょっと違うかもしれませんが、期末手当について裁判例のことでございますけれど、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、条例に基づいて進めさせていただいておるわけでございますが、確かにこういうようなことがあるということも耳にはしております。そういうような中で、現実にはそれが明らかに違法ということになってくれば、当然上級官庁から等の御指導等もいただけるというようなことも思っております。そういうような中で、万一そのようなときには、そのように対応をしていきたいと考えておるところでございます。

それからあと、特別職の退職金の関係でちょっと一部訂正をお願いしたいと存じます。

掛け率の関係でございますけれど、副市長につきましては給料月額×100分の27×在職期間ということに訂正と、それから教育長につきましては給料月額×100分の22×在職期間というようなことで御訂正をお願いいたします。

それで、この退職金につきまして健全化であるかどうかというようなことでございますけれど、ちなみにこの退職金におきましては、基金貯金高、積み立てにつきましては、愛知県が1人あたりに換算しますと全国1位であるというようなことを聞いております。

それから、今後のことでございますけれど、これにつきましては、負担金の見直しが順次図

られるということで、既に一般職につきましては、21年度までは1,000分の150ということになっておりますけれど、22、23、24につきましては1,000分の160、25年度から7年度までは1,000分の170というような形で、28年度以降は1,000分の180ということで見直しがされる予定ということになっております。

それから、この健全化に対する検討の余地はあるかという御質問でございますけれど、この退職手当組合につきましては、組合構成の中から12区に選挙区が分かれておりまして、おのおの首長さんが代表で、例えば愛西市の場合でございますと1区ということに位置づけされておりました、8市の中から3人の首長さんというようなことで、名簿の中で組合長さん、あと監査委員さんというようなルールの中で運営がされておりますこと、チェックされておりますことを申し添えて答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

障害者の地域自立支援協議会の関係ですけれども、障害者の方の社会参加という趣旨からの御質問かというふうに思います。

自立支援協議会に限らず、いろんな各委員会等ございます。障害者の方の社会参加につきましてどういった形でやれるか、一度内部でも検討していきたいというふうに思っております。

それから、物的支援の関係の評価ですけれども、これはちょっと私も今まで正直申し上げて想像したことがございませんので、他市でそういったことがあれば一度そういうのを参考にすとか、よく研究をしていきたいというふうに思っております。

それからパートさんの件でございますが、私どもも子供さんたちに影響があつてはいけないということで、いろいろ園の方でもパートさんに対する処遇等聞き取りなんかはするわけですが、やはり勤続年数によって賃金をアップしたりとか、例えば別の園ではボーナス等を支給するというような待遇をしたりとか、それから園の中の研修もそうですけれども、対外的な研修にも出席させるとかというような、保育士にやる気を起こさせるためのいろいろな手立てを工夫して実施をしておりますので、いずれにいたしましても、今後ともそういう傾向があるかもしれませんので、私どもとしても十分注意しながら見守っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○市長（八木忠男君）

私の退職金についての御指摘であります。

担当が申しあげました各自治体で報酬審議会の皆さんの諮問によってそれぞれが定められているわけでありまして、旧2町2村の私どもの首長の手当の中でも調整手当は私どもはついてございませんし、公約で1割カットもお願いをして、みずからそうした身を削るといいますか、オーバーかもしれませんけれども、そうしたことで努めさせていただいているところであります。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

4点お尋ねをします。

まず、職員数の問題ですが、この4月1日現在の正職員、単労職も含めてそれぞれ臨時職、どのような数になる見込みなのかをまず教えていただきたいというふうに思います。それは17年4月1日の新市発足から当初の計画よりも非常に速いスピードで職員の削減が正職員においては進められ、一方臨時職員はふえているという傾向があると思うんですが、この4年間、正職員数、臨時職員数、どのような変化になっているのか、ちょっとわかりやすく説明をしていただけるでしょうか。

それから、臨時職員のいわゆる雇いどめというのは、今年度発生をしているのか。臨時職員の中に元職員は何人今見えるのか。

それから、これは市長の方針かもしれませんが、当分再任用はしないというようなことを以前言われましたけれど、やはり今、年金が満額もらえるまでについては、どこの民間企業であっても再雇用をきちんとして、希望者については保障するということがやられていますが、なぜ愛西市についてはその点の配慮をしないのか、明確にしていきたいと思います。

それから55ページ、公平委員会の申し立てについてであります。ずうっと公平委員会については直接の申し立てはないというふうに聞いておりますが、現状はやはり今年度もないということなんでしょうか。ないにしても職場に渦巻いているいろんな不公平感に対する、あるいは処遇の改善についての申し立てというのはあるというふうに思います。それぞれの部課長が、職員から申し出がされているものについてきちんとつかんで、そこどまりになるのではなくて、やはり全体できちんとまとめて、申し立てがあったものについてはこのように改善をしたということについて全職員に伝わるようにやっていただかなくてはいけないというふうに思います。現状はどのように処置をされているのでしょうか。

それから、69ページの住民基本台帳のカードの問題について、先ほども話が出ておりましたけれども、昨年度の発行状況、今住民基本台帳カードを活用するという点で税務署がe-Taxでそれを求めたり、いろんなことが行われていますが、現状はどのように発行数が変化しているのか、累計で今どこまでいっているのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから歳入で1点、13ページの市民税が個人が1.56%減で法人が29.1%減、これはどのような積算になっているのか。豊田周辺の自治体においては90%法人市民税が削減というところもあるようではありますが、現状をどのように見て積算をしているのか。また、申告別や所得種類別で所得の見込みについてはつかんでいただいた上で税収の積算についてもやっていただく必要があると思いますが、それぞれ営業所得だとか農業所得、不動産その他の所得、どのように見ているのか。それで、豊田の城下町のような市などに比べて愛西市の特徴はどのように見ているのか、ちょっと概括的に説明をいただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に職員数の関係でございますけれど、21年度の予算に計上しております関係につきましては、予算書でいきますと218ページ、219ページにお示ししておりますように、一般会計で特別職につきましては33名、一般職につきましては498名でございます。それで、臨時職員

の関係でございますけれど、臨時職員につきましては、今一般職のほかに保育士、それから給食の調理員、また用務員、交通指導員とか教育アドバイザー等多岐にわたっておりまして、242名の雇用の予定でございます。

それで、まず最初に雇いどめの関係でございますけれど、雇いどめについては今のところはどうもございません。

それから、元職員という関係でございますけれど、元職員におきましては、保育士の方が以前お勤めになってみえて、家庭の都合で一時は退職されたんだけど、また働きたい、募集もしているということで保育職については一部ありますけれど、具体的な人数までは今のところちょっとお許しがいただきたいと存じます。

それから、あとは公平委員会の関係でございますけれど、公平委員会での正式な申し立てというのは、ことしで4年目になりますけれどももございません。今、議員が申されたように、処遇とか、また人間関係というようなことも議員はあるように、私は受け取れたんですけど、私どもの方、職員担当の方へも具体的にこういうふうで困ったとか、そういうようなことは一切届いておらないところでございます。

それから、職員の退職の関係でございますけれど、退職におきましては、集中改革プランで決めて進めてきておるわけでございますが、一般的に定年退職のほかに自己都合による退職がありまして、今の退職者というのは非常にふえておると。ただし、集中改革プラン等の関係もございしますので、そうむやみにというようなことはできませんので、許される範囲内で対応をさせていただいておるところでございます。

それから税の関係でございますけれど、税の関係につきましては、特に市民税等の関係で影響が出ておるわけでございますけれど、個人市民税におきましては、景気の後退も影響はあるということは思っておりますけれども、そのほかにも団塊の世代の退職によるというのも大きなものではないだろうかなと、こんなようなことで見込んでおるところでございます。

次に、市民税の中でも法人の関係でございますけれども、法人におきましては、景気の関係で愛知県において、特に自動車産業というようなこともございしますので、大幅な収入減ということになっております。しかし、愛西市におきましては、自動車関連というのは大変少ないせいもございまして、製造業におきましては45法人、それから電気・通信におきましては15法人等ということで、業績が悪くなってきておるとことは強まってきておることはありますけれども、税収が減少するということは予測しております。それで額といたしましては、法人分税としては8,000万円ほどの減収ということでございます。

あと申告別というようなことでございすけれども、この関係につきましては、市民税の関係では5,400万ほどということで、法人も合わせますと約8,000万円の減収というようなことで踏んでおるところでございます。

私の方からは以上です。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは私の方から、住基カードの関係につきまして答弁をさせていただきます。

まず、19年度におきまして住基カードの発行件数ですが344件、電子申請の申請件数ですが232件、平成20年度、今年度におきまして、2月末までで住基カードが289件、電子申請におきましては177件ということで、カードの発行枚数、通算で1,249枚になります。これだけですが、以上でございます。

○21番（永井千年君）

職員の問題で再任用はしないという方針についてお尋ねをしましたので、その点についての回答をしていただくのと、それから合併後4年間での職員の増減、これは計画より多く削減をしている、いろんなところで私はひずみが出てきているというふうに思っていますが、それぞれどれだけ削減されてきたのか、これは臨時職員についてもどういう変動になってきているのか、ちょっと比較して説明をしていただけないでしょうか。

それから、この臨時職員から正職員に採用するというのか、臨時職員が試験を受けて正職員になる、そういうケースなどについては実際にあるのかどうか。以前の立田の役場なんかではそういうケースもあったようでありますが、やはり正職員と臨時職員では物すごい賃金の開きでありますので、優秀な仕事をやってみえるのに、ただ少し短時間だというだけで給料が半分とか3分の1ということではいかんと思うんですね。できるだけ正職員をふやしていくということにしないといかんと思うんですが、今の現状についてこのままでいいと、どんどん正職員は減らして行って、足りなかったら少々臨時職員をふやして対応していくという考えなのか、もうそろそろここでしっかりと正職員を採用していく、特に専門的な知識の高い人も含めてきっちりと採用していくという方針に据え直さなければならないのではないかというふうに思うんですが、その辺どういうふうに今議論がされているんでしょうか。それが1点ですね。

それから、公平委員会の問題についていえば、全く届いておりませんというのは不思議な感じがするんですけども、やはりこれはどんどん出してもらおうと。出してもらって、きっちり返していくと。市民からいろいろ寄せられる意見に対してもきっちり役所で回答していくのと同じように、やはり職員から出た意見についてもきっちり受けとめて返していくということが大事だと思いますが、そういうルールづくりといいますか、そういう考え方が必要だと思うんですね。特に愛西市は労働組合もないわけでありまして、そうした改善についての受け皿というものもないので、制度的にもそういうものもつくっていかなくちゃいけないと思うんですが、その点どういう考え方なんでしょうか。

それから、市民税の問題については、私が言っていますのは、今、給与所得の現状について少し述べられましたが、個人の営業所得や農業所得の現状についてどういう現状なのか、つかんでみえるデータで説明をしていただきたいというふうに申し上げましたが、ちょっと今説明がなかったのでつけ加えていただけるでしょうか。

○副市長（山田信行君）

それでは、まず私の方から答弁をさせていただきます。

まず、再任用職員の関係でございますけれども、現に私どもは再任用職員は導入しておりません。他市で一部には導入をしておりますので、確かに年金制度との兼ね合いだとか、職員の

能力活用という面では必要な部門かもしれません。しかし、今時期といたしましては、新卒者の内定取り消しというような、そういった厳しい若手の就職難というような状況の中で、いま一度、今度人事秘書課などもできますので、そういった部門で内部でよく検討していきたいと考えているところでございます。

また二つ目の、この4年間の職員の退職者の関係でございますけれども、集中改革プランの計画では、この5年間に34人減らすという計画のもと、今現在ではたしかそれを上回って44人ほど現に退職をしておるというふうに思っておりますが、詳しい数字はまた総務委員会などでも説明をしたいと思っております。そういった中で、退職者の約半数は新規採用をして補充しておこう、その足りないところは臨時職員などで必要なところはカバーしていこう、そういうような関係でございます。

なお、調理員などの技能労務職につきましては、原則新規採用はしないと、将来は業務委託など、民間委託の方向で対応していこうといった考えでもございます。

とりあえずその3点だけお答えをして、あとは部長の方から補足をさせていただきます。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、臨時職員から正職員への引き上げの関係、このようなケースはあるかというお話でございますけれど、これにつきましては、臨時職員であって正職員ということになると、あくまで正職員を募集するには広報とかホームページ等で周知をいたします。当然このような該当であれば試験を受けていただいて一般の方と同等に取り扱いをしなければなりません。したがって、臨時職員ですぐ上げるというようなことの一切のルールはございません。

それから、公平委員会の関係でございますけれど、意見が出たらきちんと答えを返すべきではないかと、またそういうような受け皿づくりというようなことも御提案をいただきました。これにつきましては、内部でよく検討をして考えてみたいと考えております。

それから、所得の中の農業とか営業とかというような詳細的な御質問をいただいておりますけれども、私どもといたしましては、そのような具体的な数字的なものはちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど担当課長の方にもちょっと確認をさせていただきまして、わかる範囲内でお答えをさせていただきたく、この場はお許しいただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

なお、当初予算の途中でありますが、まだお二方あります。ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。再開は5時5分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後4時55分 休憩

午後5時05分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

2点ほどお聞きしたいので、よろしくお願いします。

概要書の42ページの関係で、妊婦・乳児健康審査委託料、先ほど小沢議員も聞かれましたけれども、今まで5回だったのが7回となることですが、周辺の市町村も拡大に踏み切る市町村がありますが、どのような状況でしょうか。また、今後どのような形で拡大をする予定ですか。国が14回まで拡大をするということになっておりますが、その見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから59ページですが、適応指導教室が開始をしまして8名が利用して4名復帰できたという成果があったということですが、適応指導教室の各地区の利用状況と、現在の不登校生徒・児童の状況はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず、妊婦健診の関係でございますが、確かに宮本議員がおっしゃられますように、14回ということも補正で出ておりますが、近隣の市町村につきましては、まだここまで行っていないということをお聞きいたしております。今後ということでございますが、とりあえず来年度、新年度につきましては、県平均の7回ということで予算を上げさせていただいております。今後につきましては、そのようなことを考えまして検討していかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、適応指導教室につきまして御報告させていただきます。

この適応指導教室につきましては、昨年9月より実施をしてまいったわけでございます。それで、児童・生徒8名の入室があり、地区別で申し上げますと、佐屋が4名、立田が1名、八開が1名、佐織が2名でございました。8名のうち2名が小学生で、6名が中学生でございました。この8名のうち4名が学校復帰をしておるところでございます。

また、利用状況について、この入室している以外に相談業務も実施をいたしております。その利用者が18名ございました。内訳といたしましては、佐屋が11名、立田が1名、八開が1名、佐織が5名というような形になってございます。

また、先ほど不登校についてということで御質問がございましたが、12の小学校、一つの分校でございます。平成19年度の状況を申し上げますと、5名の不登校がございました。六つ中学校があるわけでございますが、61名でございます。平成20年につきましては、まだ年度途中でございます。2月までの計でございますが、小学校が10名、中学校が51名となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○26番（宮本和子君）

今のところはこれで7枚ということになりますけど、7枚がことし途中で終わる場合もあり

ますし、そういう点では14回が望ましいと言っているわけですので、今後補正予算などで拡大する方向で今年度中に拡大する予定をされているのでしょうか。今回の骨格予算ということもありますが、その点はいかがでしょうか。

それから適応指導教室の方ですが、市江地区コミュニティで今行っておりますが、広範囲に教室に通ってきているという現状を考えますと、利用者がふえていけば、今後は、将来の話になると思いますけれど、北側にもう一ヵ所整備しなければならなくなるのではないかと考えますが、その点のお考えも聞かせていただきたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

先ほどもお答えをさせていただきましたが、14回というのは政府の方の補正の関係で出ておりますが、今現状につきましては、県内の他の市、それから近隣の市町村におきましても現行どおりということで進めさせていただいておりますが、今言われましたことも検討いたしまして、今後きちっと検討させていただいて結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○教育部長（藤松岳文君）

先ほどお答えを申し上げましたように、愛西市内いろんな箇所から通ってきていただいている状況でございます。また、8名入所された方の中でも、また学校の方へ4名復帰された方もございます。それらの状況等もよく勘案しながらこれからの状況は考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加賀 博君）

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

予算書でいきますと118ページで保育園費がありますが、保育園費の関係で、一般質問等の中で耐震診断の検討のことがあります。新年度この耐震診断はどうなるかという点についてお尋ねをいたします。

それから162ページで、勝幡駅前広場の予算が計上されておりますが、補正予算の中でも詳細設計についての説明がありましたが、新年度、この勝幡駅前広場の事業では土地の買い戻しの年度に入りますが、しかし現状としてはまだ用地買収の事業が残っていると思いますが、そういう土地の購入、それから立ち退き、用地取得の関係はどうなっておるのか、あと設計や工事の関係についてはどうなっていくのか、新年度事業内容について説明いただきたいと思ひます。

それから280ページですが、スポーツ施設の関係についてお尋ねをいたします。

一つはプールについてですが、今後プールを廃止する方向ということを出してありますが、その打ち出しについていつまでに結論を出していくのかということと、またプールなどで改修の必要が出た場合にどういう対応をされるのか。

それから、佐織運動場のテニスコートについて、住民の方からハードのコートになっておるので、もっと負担の少ないソフトのコートに検討してほしいという声を聞いておりますが、耐

用年数、改修の計画等どうなっているのかお尋ねをいたします。

それから210ページ、学校給食委託料で、今回佐織地区の6校についてはすべて業務委託にするという形で提案されてきておりますが、勝幡小学校が最後に直営から委託に変わるわけですが、その費用として直営と業務委託では予算的にどのくらいの差があるか、また業務内容の違いはどうかという点についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、保育園の耐震診断の関係でございますが、御質問等過去何度もいただきまして、学校の耐震化が終了したということでお話をさせていただいておりますので、私どもとしては早い時期に予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、勝幡駅前広場の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

今後の予定につきましては、先ほど一般会計補正予算で榎本議員の御質問にお答えをしたような予定でございます。加藤議員がお聞きになった内容でございますが、21年度、まちづくり交付金事業の申請をしまいいります。申請を行った後、事業の採択がされるかされないか、されるようお願いをしまいいります。しかし、その結果にもよりますし、採択されてから事業費がいかほど私ども愛西市の方へ交付決定をいただけるかにもよって動きが変わってまいいります。そちらは相手のあることでございますので、その結果を見て今後進め方を考えていきたい。それで、一方におきましては、用地買収がまだできていないところもございまして、物件補償の完了がいたしていないところもございまして、これにつきましては、21年度も引き続き鋭意努力をしまいいりたいというふうに考えております。その中で、まちづくり交付金事業の事業採択を受けた事業費の中で、公社等の買い戻しの関係を考慮してまいいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、プールについてでございますが、21年度、例年どおりの夏季期間の開場に必要予算を計上いたしております。何分にもこのプールにつきましては25年近く経過をいたしております、老朽化が進んでおるのが現状でございます。そんな折から重大な故障等が発生すれば廃止というような形になろうかと考えております。

次にテニスコートでございますが、佐織運動場のテニスコートにつきましては、平成18年、19年、20年の3ヵ年をかけてハードコートといたしております。そんな中で市内のテニスコートとしては佐屋総合運動場にグリーンサンド3面、親水公園にオムニコート3面、立田運動場にグリーンサンド3面と整備しておる状況でございますので、愛西市内のコートを有効に使っていただきたいと存じます。

次に、学校給食調理委託料の関係でございます。直営と委託の差額ということでございますが、これは非常に難しい問題でございます。年によって、職員の配置等によって非常に格差が出てくるわけでございます。そんな中で、非常に乱暴な比べ方かもしれませんが、私どもも一度比較ということ、で御了解がいただきたいんですが、平成18年度の給与台帳からこの比較

をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

三つの学校と、それから配送業務委託をしております。その合計がおおむね予算上でございますが5,287万7,326円となっておりますが、それが20年度、21年度の委託料に換算をいたしますと4,217万7,744円、79%ぐらいとなろうかと思っております。差額といたしましては、1,069万9,582円ほどとなろうかと思います。まだこれのほかに事業所負担金や被服費、健康管理に要する経費等は含まれておりませんので、実際にはもっと大きな差額になるものと思っております。また、調理の内容はということでございますが、直営のときと業務はすべて同様をお願いをいたしておりますので、違いはございません。よろしくお願いしたいと思います。

○24番（加藤敏彦君）

保育園費については、部長は早い時期にということで答弁されておりますが、新年度予算の中には計上されていないということです。それを確認したかったんですね。

それから勝幡駅前ですけれども、まちづくり交付金申請の結果次第ですけれども、それはそのとおりです。

それであと用地買収の現状で、最初のスタートからいって対象物件のうち何軒残っているかという具体的な数値的なもので回答願いたいと思います。

それから、21年度は勝幡駅前については用地買収だけが仕事なのか、その他の設計とか工事の関係の事業はあるのかどうかという点でお尋ねをいたします。

あとプール管理費では、教育部長が、もし改修の必要があればその時点で廃止という答弁がありました、ちょっと重大な答弁だなと思いますので、もう一度再確認させていただきたいと思います。

○教育部長（藤松岳文君）

プールの関係でございますが、先ほども申し上げましたように、両プールとも24年、25年というような経過がいたしております。老朽化が進んでおりまして、経年劣化に伴う損傷等発生をいたしまして施設更新が発生した場合には、他の郡内町村と同様に廃止の方向だと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

申しわけございません。ちょっと細かい数字は持っていないので、資料が古いんですが、8月末時点での状況で御容赦いただけませんか。

まず、土地買収の関係ですが、58筆ございまして、宅地につきましては12筆が未契約でございます。それから雑種地につきましては6筆が未契約、それから農地につきましては未契約はございません。鉄道敷につきましても未契約はございません。あと建物の補償関係でございますが、一般住宅が6軒未契約でございます。それから、店舗つき住宅が5軒未契約になってございます。それで21年度、まちづくり交付金事業の額にもよるがということで議員にも御理解いただいているかと思うんですが、その関係もございまして、当然21年度は買い戻しの関係に事が進むということになってまいりますと、名鉄さんとの協議、詳細設計がある程度できるものですから、それに基づいての名鉄さんとの協議、それから税務署さんとの協議に入っていく

形になるんじゃないかなあと、そんな予定をいたしております。よろしく願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第30号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・議案第30号：平成21年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第31号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第31号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、21年度愛西市の国民健康保険特別会計について1点質問します。

保健事業費の中で特定健康審査等の事業費で、ことしの特定健康審査等事業費の中でも昨年より大分減額した形で例えば委託料等がなっていますが、特定健診の受診率を上げていくことが非常に今後の国保の会計の中でも重要になってくるわけですが、その向上のためにどういう形で努力をしていくのかということと、それから受診料等が有料化されてから受診率も下がっている部分もあると思いますので、そうしたところの助成についてどう考えているかについて。

またもう一つは、昨年から特定健康審査になったということで、特にこれまで一般市民として健康診断を受けていた方々が、いわゆる組合健保等の配偶者等になりますと、当然そちらの方で健康審査を受けるということになっていますが、そうした方々はちゃんと受けているかどうかということの確認とかというのはどういう形ですのかというのは非常に大きな問題となってくるわけですね。そうした市民の健康や検査受診の把握についてどういうふうに考えているかについて質問します。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず受診率でございますが、こちらの方につきましては、確かに今年度最終的には25%ぐらいになるものと予想はしておりますが、これについては受診方法の周知不足とか、基本健診と比べまして健診項目の減少等、こういうものが考えられると思います。そこで来年度につきましては、受診方法も含めました特定健診のPR、それから検査項目の追加ということで、心電図、貧血、腎機能検査というのを入れまして受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それからあと受診料の補助でございますが、こちらの方につきましては、現在自己負担金は70歳以上の方は無料ということでございますが、40から69歳の方につきましては1,000円を徴収させていただいております。これらにつきましては、がん検診同様受益者負担ということで、一部負担の徴収については今までどおり行っていきたいと考えております。

あと、国保以外の方の検査受診の把握ということでございますが、こちらの方につきましては、申しわけございませんが、当課におきましては把握はできません。ただ、20年度分の保険者別の国とか県のレベルでの数値は別に公表がされると思っておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○10番（真野和久君）

特に周知をしていけば本当に健診をちゃんと受けてもらえるのかという部分もありますので、やはりなぜ受診してもらえないかということをしちっと検討していかなければならないと思いますので、そうした点をしっかり考えていくことが大事だと思います。その点についての見解を伺いたいと思います。

それと同時に、もう一つ、当然この健診にかかわって特定健診の指導、特定保健指導などもやられていると思いますけれども、そうした点でもなかなかそうしたことに参加できる条件というのも難しい部分というのが国保だけではあるんじゃないかという点もありますので、そうした受診の周知、受診をしてもらう促進という点でもやはりさまざまな工夫をしていかなければ市民の健康を守ることはできないというふうに思いますので、そうした点での市としての考え方をしっかりと持ってほしいと思いますが、その点でどういうふうに考えているんでしょうか。特に、先ほども言いましたが、国保以外はつかめないという話でしたけれども、県の動向としてしかつかめないということを言われましたが、先ほどの補正予算でも言いましたけれども、がん検診等の受診率の低下という問題は当然こうした国保以外の方にもかかわってくる問題でありますので、そうした点も含めて市民の健康を守っていく、そうした点を進めていくという点でももう少し歩進んだことをやっていかなきゃならないと思いますので、そうした点での考え方をお願いします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

御指摘のとおり、受診率の向上につきましては本当に非常に難しい問題だと思っております。どちらにいたしましても、この事業につきましては今年度始まったばかりということでございますので、今年度の反省も踏まえましてよく検討をして向上についてのPR等、いろいろ住民の方にお知らせをして受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

あと他の医療制度につきましても、いろいろと把握できる範囲というのは決まっておりますが、そういうものにつきましてもできる範囲の把握に努めまして、また中にも保健師2名を配属していただいておりますので、このような者ともよく相談をいたしまして、なるだけ皆さんに受けていただけるよう、そのような方向で進めてまいりたいと思います。それでまた以後の指導につきましても、これにつきましても今現在もやっておりますが、内容につきましてよく検討させていただいて、皆さん方に利用していただきやすいような格好にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第31・議案第32号（質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第31・議案第32号：平成21年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第33号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

1点だけお聞きします。

後期高齢者医療保険の普通徴収の保険料の滞納状況はどのようになっているのか。また、県下でもこの普通徴収の20人余に1人の方が滞納という状況があるということをお聞きしておりますが、基本的には年金額が月1万5,000円未満の低所得者の人たちであり、こうした低所得者の人たちの中で保険料が払えない人が少なくないという深刻な事態が明らかになったと思いますが、見解をお聞かせください。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、後期高齢の普通徴収の滞納の関係でございますが、これにつきましては今年度1期分ということで、7月に納めていただく分ですが、未納件数が24件ということで、今現在未

納額が38万6,800円、それから2期につきましては35件、3期につきましては32件、4期については43件、5期、12月でございますが、これにつきましては56件という状況でございます。確かに今言われましたように、低所得者の方についての滞納が考えられますが、いろんな減免措置とか軽減措置というのが行われてきておりますので、当初始まった当時よりはかなり軽減がされてきているというふうに思っております。県下の状況も先ほど言われましたが、このようなことで、愛西市におきましては今現在においては真ん中辺ぐらいの収納率というふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○26番（宮本和子君）

今も本当に1期1期ごとに見ましてもどんどん件数がふえているということでは、これで1年間払えない人も出てきますと、先ほども言いましたけど、資格証明書や、また短期保険証などの心配もあるし、75歳以上の方というと必ず病気の一つや二つは持ってみえるわけですから、そういう点ではこの制度が本当に大きな批判の中で始まったということでは問題のある制度だと思いますが、その点、1年間こういう制度が施行されて見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

確かに言われることはよくわかりますが、これにつきましても当初から、先ほどもお話しさせていただきましたが、いろんな軽減措置がふえてきておりますので、皆さん方にお支払いがしていただけるような格好になると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第33・議案第34号（質疑）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

#### ○6番（榎本雅夫君）

議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算についてお伺いします。

サービス事業費が9,709万8,000円でありますけれども、佐屋のデイサービス、佐織デイサービスの収入と支出を考えた場合、トータルでどうなる計画なのかということをお尋ねいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

佐屋と佐織のデイサービスの状況でございますが、19年度の数字ではございますが、佐織の

デイサービスにつきましては580万円余の補てんをいたしております。佐屋の場合、二つのデイサービスを合わせて、これも19年度の数字でございますが、1,530万ほどの補てんをさせていただいております。こういった状況にかんがみまして、私どもといたしましては、指定管理者制度を導入いたしまして、民間の経営手法を取り入れ、引き続きデイサービスを実施していくとともに、赤字解消に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

2点ほどお聞きします。

1点は、介護保険料の場合の滞納状況と徴収状況はどのようになっているのか。また、介護サービスが受けられなくなった事例はあるのかどうか。

それから2点ですが、今回4期ということで、介護保険の見直しが行われますが、認定基準の変更がありました。介護度の変化で今までのように介護サービスが受けられなくなったケースがあるのかどうか、お聞きします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、滞納状況でございますが、平成18年度滞納者212人、796件で、627万5,800円でございます。収納率といたしましては93.91%でございます。これは、お断りをさせていただきますが、普通徴収の関係でございます。それから19年度でございますが、滞納者195人で745件で収納率92.22%ということでございます。

介護サービスが受けられなくなった事例はということですが、現在給付制限をさせていただいておる方が3名ございます。これは滞納の年数に応じて自己負担割が3割になるということでございますが、2ヵ月の減額の方が1名、4ヵ月の方が1名、8ヵ月の方が1名という状況でございます。

それから、認定基準の関係でございますが、一応私どもも昨年の9月から10月にかけてモデルで23件ほど実施したわけでございますが、これを国の方が積み上げて見解が出ております。その見解の内容につきましては、1次判定により要介護度区分ごとの出現割合は、要介護1・3・5が減り、要支援1、要介護2・4がふえたが、要介護度の分布は現行と比べて大きな違いはないというような見解を出しております。これを受けまして4月以降新しい基準で行いますので、変化につきましては今後の状況を見てということになりますので、よろしくお願いいたします。

○26番（宮本和子君）

今、実際に介護サービスが受けられなくなった方が3名あるということでは、やはり本当に深刻な形だと思います。先ほどの後期高齢者でもそうですが、年金が月1万5,000円未満の方が対象ということでは、収入もないということで保険も払えないし、介護も受けられないというような状況では、本当に今後こういう人たちが介護を受けられなくてどういう状況なのか、やっぱりきちっと把握する必要があると思うんですが、そこら辺の把握はどうなっているかと

ということと、もう一つは介護度の見直しの認定基準が変更になった問題では、要介護ではあまり変化はないということでしたけれども、実際に今回の見直しによって、この方は重度の方ですが、寝たきりの方でショートステイを月に2回から3回、2ヵ所で1泊2日でショートステイを利用していたけれども、1ヵ所から断られて4月から使えなくて困っているというような相談がありましたが、介護保険の見直しで利用できなくなったのではないかと、また看護師のいる施設でないと引き受けてもらえない重度の寝たきりの介護は、そういう点では本当に家族も大変で、せめて2から3泊にショートステイが利用できたらということで願っておられるということですが、在宅で何とか介護したいと思っても、現実はこのようになかなか対応できない、地域の問題があるかどうかわかりませんが、やっぱり現状があるということで、本当にどうしたらいいかということで相談されているんですけど、そういう現実のほかにも私は幾つかあると思うんですが、そういった相談に市としてはどう答えていくのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、滞納の問題でございますが、この滞納につきましては、確かに普通徴収につきましては年金の低い方とか、停止されている方ということもありますが、特別徴収に移る期間まで、65歳になられましてすぐ年金天引きというわけにはいきませんので、しばらくの間、普通徴収でいただく期間がございます。そういった方々がまだ若いものですから、なかなか保険料に対する理解がいただけないというようなこともございます。したがって、私どもも納付勧奨等につきまして個別訪問ですとか、電話等で連絡をとりまして、なるべく納めていただくような努力をしております。

それから、先ほどのショートステイがというお話ですが、まだ認定調査につきましては4月以降でございますので、今のお話の方はこれによっての影響ではないのではないかなというふうにお聞きをしておったわけですが、個別の事例等につきまして、包括支援センターの方で困難事例等の対応も、ケアマネジャー等からの相談も受けておりますので、一度御相談いただければ個々のケースでどういうふうになっているのかということもお話できるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第35号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

187ページの施設管理費の修繕料の中身についてお尋ねします。

立田の4地区がオーバーホールで6,500万とのことでありますが、このような少し大きい修繕の計画については、どのような計画を立ててやっているのか。それぞれオーバーホールについては何年に1度とかそういうのは決めてやっているのか、それぞれの状況に応じてやっているのか、計画的なものがあればちょっと説明いただきたいというふうに思います。

それから、今年度この6,500万というのは、4地区というのはどこの地区かちょっと説明していただいて、それ以外の修繕料の大きなものについてあれば説明いただきたいというふうに思います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

オーバーホールの計画でございますが、こちらにつきましては修繕計画を平成30年度までの計画を持って実施をするものでございます。

それで、先ほどの4地区につきましては、立田の山路、福原、西鶉戸、小茂井、この4排水施設でございますので、よろしくお願いをいたします。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

それで、あと他の地区でございますが、八開地区におきましては全体で1,025万2,000円、一応これだけの予算で修繕をする予定でございます。

なお、主な項目といたしましては、計装装置及びポンプ類の取りかえ等でございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

今、平成30年度までの実施計画を持っているということなんですが、これって見せていただいたことは多分ないと思うんですが、今でなくて今度の全協でもいいですけど、示していただけるでしょうか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

立田地区及びほかの地区でございますが、昨年12月におきまして使用料金の引き下げ及び新規使用料金の設定のときにもお示しした資料等及び終わっている部分につきましては御勘弁の方をお願いしまして、立田地区につきましては平成30年までの修繕計画等、こちらの方に何年交換だという形で、そういったものはございますので、よろしくお願いしたいと思います。

示させていただいて結構でございます。御提出します。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第36号（質疑）



○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第36号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第37号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・村上守国議員、どうぞ。

○9番（村上守国君）

国が示しております地域水道ビジョンが作成されることを強く今まで望んでおりますが、私は愛西市水道事業の単独経営は、今後施設・設備の更新、企業債の多額な償還等々で、近い将来お荷物になるのではないかと心配いたしております。そこで、当初予算全般にわたり4点お尋ねをいたします。

1点目でございますが、21年度当初予算案の会計別では、水道事業会計の伸び率が20.4%と一番高い原因は何かお尋ねをいたします。

2点目でございますが、企業経営の基本である独立採算を目指すのは当然であります中で、企業債について今後一般会計からの繰り入れがなくなった場合、どのように償還されるのか考えをお尋ねいたします。

3点目でございますが、八開浄水場配水施設更新工事、今回の計上額1億6,170万円、八開浄水場設備更新、3年間で約3億8,000万円、八開浄水場は供用して32年経過しておるのでありますので、既に更新しているべき事業と考えるが、いま一度更新計画の説明をいただきたいと思っております。

4点目でございますが、販売単価でございますが、供給単価の大幅なアップ、それから簡易水道の停止など、住民にどのように説明し、御理解を得ているのか、現状をお尋ねいたします。また、以前に説明を受けたような気がいたしますが、八開浄水場の設備更新より他の事業、例えば給食センター等々を優先した経緯があると聞いております。いま一度説明をお願いいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

21年度当初予算につきまして、伸び率でございますが、これにつきましては、収益的支出につきましては前年度比で5.6%の伸びでございます。原因としましては、修繕費としまして、提案説明でも御説明申し上げましたように、量水器の定期取りかえがございます。それから固

定資産の減価償却、それと固定資産の除却費の増によるものでございます。資本的支出につきましては、八開浄水場の更新事業の増によるものでございます。

次に、一般会計からの繰り入れがなくなった場合についてでございますが、こちらにつきましては、議員御指摘のように、21年度までで繰り入れがなくなるものでございます。今後の償還につきましては、水道料金によって賄わなければならないと考えております。

次に、浄水場の配水設備で、今回の内容でございます。以前にもお示しをさせていただいたことがあるかと存じますが、21年度の八開浄水場の配水施設の更新工事でございます。先ほど言われましたように1億6,170万円でございますが、内容につきましては、低圧動力盤、それから補機盤、配水ポンプ盤、それから県水電動弁現場盤、配水ポンプ等の更新の予定をしております。今後につきましては、あと残っております自家発電設備、それから計装盤、水位計装、残塩計装、圧力計装、配水流量計装、県水流入弁開度計装、県水流入量計装、それから中央監視で約1億5,330万円が必要と考えております。

次に、簡易水道の停止などについてでございます。

前にも御指摘をいただいておりますが、こちらの共同給水設備につきましては停止を強制できるものではございませんが、今後の水道事業の維持管理を含めまして、道路の埋設管の把握など現状把握について調査協力をお願いするとともに、現状などの説明もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

設備更新より他事業を優先した経緯などにつきましては、当時の八開村で計画されて進められたものと理解しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○9番（村上守国君）

二、三ちょっと御質問させていただきますが、一つは一般会計からの繰り入れが21年度でなくなるということで、その後要するにすべて水道会計で賄うということでございますが、当然もう時間のない話でございますが、これは計画に基づいて適正な企業経営ができるんだというふうにお考えなのか、その点ちょっと確認をさせていただきたいということでございます。

それと、これは八開の関係等々でございますが、今までの合併以前、合併後の水道の流れというのがあぶり出しの点が非常に多いような感じがいたしますので、そういう点につきましては一度整理をしていただいて、また近い機会に、全協等々でも再度説明をいただきたいと思います。

それと、住民への説明というのは一番肝心でございます。特に販売単価というのは128円40銭から196円36銭ですか、大幅に上がっているわけでございますので、こういうことにつきましては、例えば地区の代表者の方等々を通じて利用されている皆様方、付近の方々に説明を当然すべき責任があるような気がいたします。そういう点についてはなされておるのか、既に終わっておるのかということを確認させていただきたいと思います。

それと、私が一番心配しております愛西市の水道経営等々につきましては、水道事業の現状と将来の経営の見通しを絶えず分析して評価しなければいけないと思っております。それが企業会計の一つの目玉だと思いますので、前から言っておりますように、地域水道ビジョンの策

定をいち早く考えていただきたいんですね。ですから、今地域水道ビジョンができておればこのような質問というのは僕はしなくてもいいような気がいたします。ですから、向こう10年でも結構でございますので、いち早くそういうようなビジョンをお考えいただいて、住民の方にお示しするというのが皆様方のお役だと思えます。

以上、再度お考えを確認させていただきたいと思えます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

適正な経営が成るかということなのですが、現在そのように進めておるところでございます。

次に、現状の把握につきましても、担当の方でしっかりつかんでいるつもりでございます。

以上、簡単ですが御説明とさせていただきます。

○9番（村上守国君）

住民への説明等々はどうですか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

今後説明会をして十分理解をしていただく予定をしております。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

2点だけ。

このトン当たりの供給単価と給水原価について、佐織地区の給水原価については、例えば海部南部水道が195円56銭に対して126.03円ということで、6割程度の数字になっておりまして、八開と佐織合わせても南部水道企業団の70%程度、供給単価でも66%程度という数字が出ておりますが、八開の水道料金を佐織に一本化するという試みの計算がされましたが、これを棚上げにされているようでありますが、今も村上議員の経営改善計画についての質問がありましたが、やはりその方向での検討をどうするかということが一つの方向としてあると思うんですね。せっかく担当課でそういう試みの計算までされているわけでありまして、早急に検討を早めていただきたいというふうに思いますが、現在の給水原価、供給単価について、全国の平均よりも、南水よりも、そして県の平均よりも安いという現状についての認識はどのようにお持ちなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、ただ減価償却費だけ見てみると、もう既に21年度の予算では21.89%の減価償却の比率になっておりまして、これから過大な建設改良費が出ていくということになりますと、当然それは減価償却費の増となりますし、水道料金にはね返りかねないというふうに思いますが、今後の設備の更新計画、建設計画について、現状でどのようなところまで検討が行われているのか、今の村上議員の質問ともダブる部分もありますが、お答えいただきたいと思います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

供給単価と給水原価についての御質問でございます。

多分議員も御承知と存じますが、供給単価の算出につきましては、給水収益を年間総有収水量で割った数字でございます。それから給水原価につきましては、経常費用から受託工事費や

材料及び不用品の売却減価……。

〔「その説明はいい」の声あり〕

試みの計算を早急にということなのですが、そちらにつきましてもなるべく早くしたいとは考えてはおりますけど、実際、現実問題としていろいろ難しい問題がございますので、それが解決した後でないと成らないと考えております。

次に、今後の計画でございますが、先ほど村上議員にもお答えをさせていただきましたけど、21年度は予算計上させていただいております。最後に残ります計画につきましては、財政状況を見て考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで経済建設部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

たびたび申しわけございません。

一般会計の加藤議員の御質問の中で、私、詳細設計を踏まえて名鉄協議と税務署協議というふうにお答えをしましたが、名鉄協議と公安協議でございますので、大変申しわけございませんでした。おわびし、訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・諮問第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・請願第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める

請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・請願第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・請願第2号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・請願第3号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第40・請願第3号：「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・請願第4号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第41・請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第42・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第2号から議案第37号、請願第1号から請願第4号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のと

おりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月12日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後6時07分 散会